

# 生活環境常任委員会要点記録

日 時： 令和4年3月23日（火）  
午前10時01分～午後3時09分  
場 所： 議場

出席委員 (6人)	委員長	松田 だいすけ	副委員長	本間 としえ
	委員	大くま 真一	委員	岩崎 みなこ
	委員	岩永 ひさか	委員	藤原 マサノリ

出席説明員	副市長	田代 純子		
	くらしと文化部長	須田 雄次郎	コミュニティ・生活課長	齋藤 友美雄
	平和・人権課長(兼)	河島 理恵		
	TAMA女性センター長			
	都市整備部長	佐藤 稔	都市計画課長	松本 一宏
	住宅担当課長	大島 亮弥	ニュータウン再生担当課長	星野 正春
	道路交通課長	檜島 幹夫	交通対策担当課長	渡邊 淳二
	環境政策課長	佐藤 彰洋	地球温暖化対策担当課長	市ノ瀬 聡
	公園緑地課長	長谷川 哲哉	ごみ対策課長(兼)	薄井 誠嗣
			資源化センター長	
下水道事業管理者	森田 佳宏	下水道課長	横堀 達之	

## 案 件

件 名	審 査 結 果
1 第28号議案 多摩市立コミュニティセンター及び多摩市立コミュニティ会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
2 第32号議案 多摩市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
3 第19号議案 市道路線の認定について	原案可決すべきもの
4 第33号議案 多摩市みどりの基金条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
5 所管事務調査 「多摩市気候非常事態宣言」の具体化について	継続調査
6 特定事件継続調査の申し出について	了承

## 協 議 会

件 名	担 当 課 名
1 日野・国立・多摩3市連携 戦争体験アーカイブ事業について	平和・人権課
2 多摩センター駅周辺地区都市再生整備計画事後評価シートの公開について	都市計画課
3 多摩ニュータウン再生の進捗状況について	ニュータウン再生担当
4 都営住宅建替えの進捗状況について	ニュータウン再生担当
5 令和4年度主要実施事業について	道路交通課
6 多摩市市道における道路構造の技術的基準に関する条例の一部改正について	道路交通課
7 道路通報システムの本格運用について	道路交通課
8 市道5-35号歩線道路改良工事（レンガ坂）の整備方針説明会の結果について	道路交通課
9 市道4-11・4-26号歩線（住市総）の意見交換会を踏まえた整備方針について	道路交通課
10 市道4-3号歩線法面対策工事（土砂災害特別警戒区域解除）について	道路交通課
11 第11次多摩市交通安全計画の策定について	交通対策担当
12 次期多摩市みどりと環境基本計画の改定作業スケジュール案について	環境政策課
13 プラスチックごみ啓発看板の設置について	環境政策課

14	多摩清掃工場の発電余剰電力を活用した電力地産地消事業について	地球温暖化対策担当
15	ウォータースタンド株式会社とのプラスチックごみ削減の推進に係る協定締結について	地球温暖化対策担当
16	グリーンライブセンター改修に向けた基本設計の実施について（報告）	公園緑地課
17	連光寺・若葉台里山保全地域農的活用検討会における検討の報告について	公園緑地課
18	多摩市立資源化センター古紙プラント設備の更新について（報告）	ごみ対策課
19	多摩市プラスチック削減方針の策定について	ごみ対策課
20	多摩清掃工場地元協議会の開催について	ごみ対策課
21	令和4年度多摩市下水道事業の取組みについて	下水道課
22	和田稻荷塚集会所用地等の取得について	コミュニティ・生活課

午前10時01分 開会

松田委員長 ただいまの出席委員は6名である。定足数に達しているので、これより生活環境常任委員会を開会する。

本日配付された協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、第28号議案 多摩市立コミュニティセンター及び多摩市立コミュニティ会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

須田くらしと文化部長 ただいま議題となっている第28号議案についてご説明申し上げます。本案は、現在改修を行っている連光寺複合施設に設置する連光寺コミュニティ会館及び鶴牧・落合・南野コミュニティセンター（トムハウス）に新たに設置する貸室についてその使用料を設定すること、また全てのコミュニティセンターとコミュニティ会館について市外団体も利用できるようにし、これに当たって新たに市外料金を設定することについて定めるために条例改正を行うものである。

なお、市外団体の利用については、各コミュニティセンター運営協議会からも意見を聴取し意向を確認するなど調整を図った上で改正条例案を策定したという経過がある。詳細については齋藤コミュニティ・生活課長から説明させる。

齋藤コミュニティ・生活課長 私から多摩市立コミュニティセンター及び多摩市立コミュニティ会館の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例のご説明をさせていただきたいと思う。恐縮であるが、本日の常任委員会資料の中の案件1をお開き願う。こちらの中で今回の内容を記載させていただいている。大きくはコミュニティセンター及びコミュニティ会館の使用料の設定と、あとは市外団体の受け入れ、この2点が内容となっている。

まず1点目の使用料の設定である。こちらについては、施設が連光寺コミュニティ会館とトムハウスの2館あるので、2点それぞれ条例改正をさせていただくものとなっている。まず1点目の連光寺コミュニティ会館であ

る。こちらに関しては、昨年6月に連光寺老人福祉館が閉館となり、その後コミュニティ会館を開館するというので今現在も準備しているところである。その中で、コミュニティ会館として生まれ変わっていく中で部屋が3部屋新しくできる場所である。案件1の資料の中に記載しているとおり、条例が1時間当たりの使用料を記載しているので、連光寺についても1時間当たりの使用料を会議室1が75円、会議室2が69円、和室が24円と設定させていただいている。実際にお使いいただくところになると、後ろの参考のところに載せているが、午前3.5時間、午後4.0時間、夜間4.5時間で、10円未満を切り捨てた金額がこちらに載っている。会議室1が260円、300円、330円、会議室2が240円、270円、310円、和室が80円、90円、100円である。これを9月の開館から適用させていきたいと思っているところである。

2点目としては、トムハウスの部屋の増設、大規模改修工事に伴って以前のサロンに隣接した和室を会議室2と新たに設定した。こちらについては、1時間当たり55円、トムハウスの利用については1日全て2時間の利用となっているので、実質的にお支払いいただく額は110円となっている。これが追加になったトムハウスの使用料の金額である。

3点目については、市外団体の受け入れである。こちらについては、これまでコミュニティセンター及びコミュニティ会館は市内団体のみの利用とさせていただいていたが、一定の条件のもとにコミュニティセンター及びコミュニティ会館の利用も認めていきたいと考え、条例改正を行っていききたいと思っている。この中で市外団体の場合だと、3の(1)にあるとおり使用料を倍額とする。(2)として、予約時期や方法は市内団体を優先してやっていきたいと考えている。具体的には、予約時期に関して、市内の皆さんに関しては直接来館して予約することができるが、その期間は3日間である。3日後からインターネットでの申し込みができるが、今現在市内の団体の方も3日後からインターネットを使って申し込みができる状態である。市外の団体におかれては、その3日後のインターネットでの申し込みから予約ができるので、ここで市内の方と少し差異を設けているところである。

予約方法については、今申し上げたとおり市内の方に関しては直接館に

来ていただいて予約することが可能である。ただ、市外の方に関しては、直接館に来るのではなくインターネットを通してのみの申し込みとさせていただくということで、この2点について市内の団体と市外の団体との差別化というか対応を分けさせていただいているところである。

今後については、たま広報、市公式ホームページ等々で周知を行い、7月1日から施行していきたいと思っている。

最後に、この施行に関して改めてご説明させていただきたいが、この条例が7月1日から施行となるので、市外の団体の利用開始は7月からとなる。さきに申し上げた連光寺コミュニティ会館トムハウスの諸室の利用についてはオープン後の9月以降の利用ということで、予約自体は7月から申し込める形にはなるが、実際にご利用いただくのは9月以降となる。

松田委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

岩永委員 それでは、改めて確認をさせていただこうと思うが、まず市外団体の受け入れということが今回の条例の見直しになるが、その目的について伺いたいと思う。

齋藤コミュニティ・生活課長 今のご質問の市外団体の受け入れについては、実はコミュニティ会館の代表の連絡会があり、その中でも検討させていただいた。最終的にはやはり使えるところ、実際に夜間の利用が特にないところもあるので、そういうところはどんどん活用させていただこうと思い、市外団体の受け入れを決めるに至った。

岩永委員 施設の稼働率を向上させたいということで今回市外団体にも利用させていただくという条例改正だと思っている。その方向については何ら否定するものではないが、そうするとこの稼働率を上げていく、言ってみれば市外団体に利用していただくためにはやはりPRをしていかないとこの施設が市外団体の方も利用できることがわからないと思うが、今どのような形で市外団体に使っていただくためのPRをしようと考えておられるのか、その点について確認したいと思う。

齋藤コミュニティ・生活課長 今現在具体的にどのような手法をとってというのは、先ほども申し上げたとおり予約ができるのが7月からとなるので、その中

では各コミュニティセンターとの協議を十分踏まえてやっていきたいと思っている。先ほどご説明したとおり、所管課としては、たま広報や市公式ホームページ等を使ってご説明をしていきたいと考えている。

須田くらしと文化部長 補足的にご説明するが、より活用していただきたいという点では、市内の団体にも今まで以上に積極的にPRをしていくということがまず一つある。その上で市外の方にも使っていただけるような格好になるかと捉えている。それで、市外については、実は既に各コミュニティセンターあるいは市に、使えないのかというようなお問い合わせなどをいただく場面がある。そういうところでお答えをする中でクチコミを含めて今後広げていくことがまず一つある。

それから、いろいろな機会を通じて発信をしていくということで、今、課長から申し述べたようなことも含めて対応していくことになる。いずれにしても、今3月の末になろうとしているが、条例を可決いただければ7月からの予約開始であるので、具体的な発信については、そこに向けてもう少し詰めていきたいと思っている。

岩永委員 これからいろいろな形を通じて検討されていくかと思っているが、市外の団体が利用する場合には、基本的にコミュニティセンターは歩いて通える範囲が原則というか歩いて通えるところにあるから、駐車場なども十分でないような状況かと思う。その中でどのように利用していただけるのかと思っているが、きちんと周知ができていかなければいけないし、それを各館ごとに工夫してほしいということではなく、近隣で使ってくれそうな団体がいるところにはきちんとニュースを、例えばその館のチラシを置いていただくような工夫はしていけるかと思っている。条例を変えるのは私たちがやることだと思っているが、そこはやはり行政が責任を持ってやっていただきたいということをお願いしておきたいと思う。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第28号議案 多摩市立コミュニティセンター及び多摩市立コミュニティ会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

松田委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

続いて日程第2、第32号議案 多摩市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

佐藤都市整備部長 第32号議案 多摩市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてご説明する。本件は、令和4年2月1日に多摩市パートナーシップの宣誓の取り扱いに関する要綱を制定したことに伴い、多摩市営住宅条例の改正を行うものである。よろしくご審査の上ご承認を賜るようお願い申し上げます。特に説明用の資料はないが、議案書と新旧対照表をご覧いただいて、詳細について大島住宅担当課長からご説明をさせていただきます。

大島住宅担当課長 それでは、本条例の改正内容についてご説明を申し上げます。お手元に新旧対照表をご用意いただければと思う。タブレットだと、市長提出議案のフォルダの中の新旧対照表である。こちら新旧対照表の65ページから67ページが該当のページになっているのでご確認をお願いする。それでは説明していく。

本件については、都市整備部長の説明にもあったとおり、本年2月1日から本市においていわゆるパートナーシップ制度を導入したことから、市営住宅におけるパートナーシップの宣誓をされた方の取り扱いを定めるため、多摩市営住宅条例及び関連規則の改正を行うものである。現行の多摩市営住宅条例では、原則として親族以外との同居を認めていないが、パートナーシップの宣誓をした方については親族の範囲に含めるよう今回の改正を行うものである。

具体的な条文については、新旧対照表の65ページにあるとおり、条例第6条における親族の中に事実上親族と同様の事情にある者として「規則で

定める者」という文言を含めるということで、実際には規則でこのパートナーシップの関係にある方を親族と同様な事情にある者と定めるものである。

また、今回の改正と併せて、その他の文言の修正を行っている。66ページ、第9条第4項、今まで「寡婦」という言葉が残っていたが、「寡婦」ではなく「ひとり親」に改正する。それから、67ページの第6条第2号、先ほどのところで親族の定義をしている。第57条第1号の親族などにこれまで括弧書きが残っていたが、同様の説明になるので削除する。

本条例の今後の予定であるが、改正をお認めいただいた後、令和4年4月1日付で条例の施行を予定している。その後の市営住宅の入居募集から適用させていきたいと考えている。

松田委員長 これをもって市側の説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

岩永委員 条例に直接関係があるのかなのかというところもあるが、これまでこのパートナーシップ制度に基づく宣誓をした方から住宅の相談が市に寄せられたことがあるのかどうかだけ確認しておきたいと思う。

大島住宅担当課長 これまでそういうパートナーシップの関係にある方からのお問い合わせやご相談については、私が着任して4年になるが、この期間にはなかった。前任者からも、今のところそういう話はないと伺っている。

岩永委員 また、それと同様に今後民間の不動産事業者にもこうした制度があることについて周知して知っていただくことも必要かと思っているが、そうした働きかけについて何か考えていることがあるのかと、もう一つ、都営住宅はどのようになっているのか、あと公営住宅についてもであるが、併せて伺っておきたいと思う。

大島住宅担当課長 ただいま2点ご質問をいただいた。民間の不動産事業者の方への働きかけであるが、パートナーシップの関係にある方、LGBTQの方は住宅確保要配慮者として当然居住支援の対象ということで、我々の居住支援協議会でもこういった方のご相談を受け付けている。またベルブ永山に設置させていただいている居住支援相談窓口でもご相談をぜひ寄せてほしいとご案内しているところである。居住支援協議会の中には民間の不動産事業者も入っているし、UR、JKKの方にも入っていただいている。そういった

中で、公営住宅でこういう取り組みを始めたことは周知もしていくし、また所管部からも不動産事業者に向けてのご案内等を今後していくと伺っている。

また、都営住宅におけるパートナーシップを結んでいる方の受け入れであるが、都営住宅については、今まで親族でなければ受け入れをしていなかったが、今後はもう少し幅を広げて、低所得の方で都営住宅の入居要件に該当するような方であれば、シェアハウス・シェアルームのような形で、パートナーシップの方ももちろん受け入れるし、ご友人といった関係の方でも入れるような改正を検討していくと伺っている。

岩崎委員       この条文のことでお聞きしたいが、今回第6条に事実上親族同様の事情がある者として「規則で定める者」と入れ込んで、もう一つの第57条の条文を削除するとあるが、ここを削除することと、ここに入れ込むことで網羅されるという意味なのか。今までもこの入居資格に関しては大丈夫だったということなのか。

大島住宅担当課長   第6条のところでも今まで第12条において同じと書いてあり、親族についてここで定義しているが、その第12条や第57条と同じ括弧書きの説明を繰り返しているということで、今回の改正で第6条において「以下同じ」とさせていただいて、親族というところの括弧書きの内容は以下の「親族」と書いてあるところ全てに適用するという改正を行うものである。

岩崎委員       今までの条文で言えば、そういう方も入居できた可能性があったという理解でよいのかを確認したかった。

大島住宅担当課長   これまでのところでは事実上親族と同様というものがなかった。事実上婚姻関係にある者、いわゆる事実婚の方に対しては市営住宅に入居できたが、同様の関係にある者、パートナーシップの方は認めていなかった。これはなぜかという、事実婚の方については住民票等で確認できるが、パートナーシップの関係にある方は今までそういうものがなかった。ご本人たちがそのように言われても実際にお友達同士なのかどうかはわからなかったが、今回このパートナーシップ制度ができたことによりその証明ができるので、それがある方については今回認めていくということである。

松田委員長       ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。  
これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。  
これより第32号議案 多摩市営住宅条例の一部を改正する条例の制定  
についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成  
の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

松田委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。  
日程第3、第19号議案 市道路線の認定についてを議題とする。  
これより市側の説明を求める。

佐藤都市整備部長 初めに、第19号議案 市道路線の認定について。新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、車両での集団移動を伴う現地視察を割愛させていただいている。所管である檜島道路交通課長から委員会説明資料を用いて認定路線の概要をご説明させていただき、その後提案理由を申し上げさせていただく。

檜島道路交通課長 それでは、第19号議案 市道路線の認定について、路線の概要等を説明させていただく。タブレットの案件の3番である。

1枚おめくりいただいて2ページ目、本案の対象路線の位置である。左上の黄色の丸印でお示ししている場所が、今回の所在場所である。

1枚おめくりいただいて、3ページ目、路線の概要についてである。本路線は、都市計画法第29条の開発行為で帰属された整備済みの路線を認定したいというところである。写真と絵は開発以前のものであるが、画面左の住宅地図、それから右の航空写真に黄色でお示ししている。認定路線名として1-351号線という名称になるが、多摩川の一ノ宮公園グラウンドから南に約180メートルのところの位置しており、日野市との市境に隣接する場所である。

1枚おめくりいただいて、4ページ目、現地の状況である。写真を撮影した時点では帰属された道路のみ撮影されているが、現状では建物が建築さ

れているといった状況である。

佐藤都市整備部長 それでは、議題となっている第19号議案について提案の理由を申し上げます。本件については、都市計画法第29条の開発行為により移管を受けた整備済み道路を市道路線として認定するものである。認定路線の概算数量は、幅員4.5メートル、延長30メートルとなっている。これにより、市道路線の総数であるが1,664路線、総延長は約302.1キロメートルとなる。以上について、よろしくご審査の上、ご承認を賜ようお願い申し上げます。

松田委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第19号議案 市道路線の認定についてを挙手により採決する。  
本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

松田委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

続いて日程第4、第33号議案 多摩市みどりの基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

田代副市長 それでは、議題となっている第33号議案 多摩市みどりの基金条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をする。多摩市では、喫緊の課題である気候危機を脱するため、令和2年に議会とともに多摩市気候非常事態宣言を表明した。本案は、宣言で掲げた目標を達成するために、現在の森林の整備等により将来にわたり豊かな自然を保持することを目的としている多摩市みどりの基金を包含し、地球温暖化対策を総合的に対応するための基金として、多摩市みどりと地球温暖化等対策基金へ条例改正をするものである。

また、基金の条例改正に伴い、多摩市寄附条例について基金の名称等を併せて改正するものである。詳細については担当課長よりご説明する。

市ノ瀬地球温暖化対策担当課長 本件は、前回12月議会生活環境常任委員会協議会にて説明をさせていただき、今回改正のお願いとなるものである。繰り返しになる部分もあるが、よろしく願います。

それでは、タブレット案件4、多摩市みどりの基金条例の一部を改正する条例の制定についてをお開きいただければと思う。

まず概要である。多摩市みどりの基金は、森林整備、木材の利用促進等、将来にわたり豊かな自然環境を保全することを目的としていたが、喫緊の課題である気候危機に対応するため、地球温暖化対策を総合的に対応する基金として多摩市みどりと地球温暖化等対策基金への条例改正を行うものである。また、併せて多摩市寄附条例に関しても改正をするところである。

まず改正の内容である。基金条例の名称の変更がある。現在「多摩市みどりの基金」となっているものを新しく「多摩市みどりと地球温暖化等対策基金」という形に変更させていただく。設置の目的の変更である。将来にわたる豊かな自然の保全のための森林整備や木材の利用のみならず、持続可能な社会の実現を目指し、地球温暖化等の気候危機に対する取り組みを推進することを目的とさせていただきたいと思っている。

基金の個別内容である。従来、みどりの基金のところであるが、緑化基金分と森林環境譲与税分について記載があった。従来分に関しては、緑化基金分として借地公園の解消や緑地の保全のための財源と、みどりのルネッサンス及び公園の長寿命化のための費用として充てることが決まっている。

森林環境譲与税分に関しては、森林環境譲与税の使用用途に合った森林の整備促進、計画に基づく公園の維持管理の財源としてあり、基金の目的に即した事業対応の財源、木材利用促進に活用していくための財源という形で規定をしている。今回こちらの部分に関しては変わらず、地球温暖化対策部分を追加しているところである。気候非常事態宣言に掲げたCO<sub>2</sub>の削減、プラスチック対策、水・みどり、生物多様性対策についての財源として今回新たに条例改正をさせていただきたいと考えているところである。

今回の地球温暖化対策部分の使用想定事業である。宣言に掲げた温暖化

対策への取り組みは、継続的に取り組まなければならない課題であり、直面する気候危機を脱するためには、この10年の取り組みが極めて重要であることから、基金の温暖化対策部分に関しては、極めて重要となる2020年代の10年間の下記の事業の財源として充てたいと考えているところである。市民が温暖化対策に取り組む支援や啓発のための費用、市内の建築物及び公共施設への再エネ設備導入等の推進費用という形で充てていきたいと考えているところである。

新旧対照表に関しては、議会の本会議の市長提出議案のところにある。簡単に読み上げさせていただくと、まずみどりの基金の部分である。条例の名称を多摩しみどりと地球温暖化等対策基金と変えさせていただいている。設置の目的に関しては、持続可能な社会の実現を目的とし、森林整備及びその促進、木材利用の促進、みどりの保全及び育成等、豊かな自然の保全並びに地球温暖化等の気候危機に対する取り組みを推進する事業に要する経費に充てるため、多摩しみどりと地球温暖化等対策基金を設置するところである。

あわせて、積み立ての部分の森林環境譲与税の部分のところ第2条第2項に関して、以前は「前条に規定する事業」という形で簡単に書いてあったが、こちらを国の法律の正式なところで「法律の第34条第1項に掲げる施策」という形に変えさせていただいているところである。

あわせて、変更する多摩市寄附条例である。もともとこちらは寄附をいただいたときにみどりの基金に積み立てを行うために「みどりの基金」の名称が載っていた。そちらを「多摩しみどりと地球温暖化対策基金」に変えさせていただくことと、対象事業のところに豊かな自然の保全、気候危機に対する取り組みを推進する事業という形で今回地球温暖化のための対応に合わせて条例改正をお願いするものである。

松田委員長            これをもって説明を終わる。

                              これより質疑に入る。質疑はあるか。

岩永委員              条例の改正については異論が全然ない。非常に細かいところで申しわけないが一応出ている資料のことについて聞いておくと、この資料の3の基金の個別内容のところに(1)従来というのがあるが、その森林環境譲与

税分のところに、「森林の整備及びその促進、化計画」と書いてあるが、ここが何なのかわからなかった。非常に細かいことで、文言が間違っているのであればそれでよいが、何のことなのか疑問に思ったので、そこだけ確認させてほしい。

市ノ瀬地球温暖化対策担当課長 大変失礼した。一文字削ってしまっていて、「緑化計画」というところである。こちらは修正させていただきたいと思う。

大くま委員 現在の基金は、森林環境譲与税分とそれ以外の部分という形で二階建てとか二つに分かれている、森林環境譲与税は使えるものが法で限定されているのでそういう仕組みになっていると思うが、これで追加された場合にはどのような扱いになるのかお聞きしたいと思う。

市ノ瀬地球温暖化対策担当課長 森林環境譲与税部分に関しては、国の法律で使える目的が決められている。こちらの目的以外に使うことができないので、この基金の中でも別に分けて積み立てを行っている状況である。また、こちらの森林環境譲与税を使った場合に関してはホームページ等での公表が求められているので、こちらも併せて確認していただけるようになっているところである。

大くま委員 そうすると、今ある緑化施策部分と追加の地球温暖化対策部分とが一つの枠になり、森林環境譲与税部分があるというような形になるのだと思う。

こういった中で、改めて気候危機に対応する部分を明文化して基金にするということで非常に意義があることだと思うが、名前だけ変えても、その機会にしっかり市民の皆さんに知っていただき、もちろん寄附などもあるから市外の皆さんにも知っていただいて具体的に進めていけるような基金にしていくことが必要だと思うが、その点については今どのようにお考えなのか。

市ノ瀬地球温暖化対策担当課長 こちらに関しては、委員の言われているとおり、知ってもらって理解していただかなければ地球温暖化の対策は進まないものと考えている。今回も、この基金で市民への啓発、市民への支援に充てるという形で明記させていただいた。市民の皆さんの環境への取り組み、今回で言うと太陽光パネルの補助事業や啓発事業にしっかりと充てて、市民の皆様に十分理解していただけるよう努力していきたいと思っている。

大くま委員 補助メニューなどももちろん周知していただかなければいけないが、多摩市として真剣にこれだけ取り組んでいるのだぞという姿勢も是非知っていただけるような取り組みにしていきたいと申し上げて終わる。

岩崎委員 新たに気候非常事態宣言を踏まえてこの基金の条例をプラスしたのだと思うが、併せてその寄附を集めたいということもあると思う。それと同時に、積んでおくのではなく使っていくということだと思うが、このように今までの基金のところに入れてしまうようなやり方で使い勝手がよいのかというと、私は別建てのほうが市民としてわかりやすかったのではないかと思うが、その辺の整理のところを確認したいと思う。

市ノ瀬地球温暖化対策担当課長 私どもも、みどりの基金と地球温暖化対策基金を分けても対応できるのではないかという検討をしたが、みどりの基金のみどりの保全というところに関しては、最終的に言うと環境全般のための保全という形になるところがある。気候危機をどうにかしなければその部分だけやってもどうしようもない、全体的に環境施策という形で全勢力を持って当たっていききたいというところから、今回一つの基金という形で採用させていただきたいと考えているところである。

また、寄附のところに関しては、今までは寄附をしても森林保全の部分にしか充てられないという形になっていたので、今回、気候危機、地球温暖化対策という部分を入れさせていただいて、市民の方で応援していただける方、市外の方でも結構であるが、そういう方がおられたときには、そのお金を十分に活用できる形に今回基金条例を改正させていただいたところである。

岩崎委員 市民の応援というか市民の協力がなくなかなか回っていかないのではないかと、積んでいくということでは税を積んでいくということもあるのかもわからないが、気候非常事態宣言とみどりの保全というのはもちろん一体化しているが、それでも気候非常事態宣言に対して具体的にやることをPRするほうが応援してもらいやすいかと思うので、その辺のところは今後ともよろしくお願ひしたいと思う。

市ノ瀬地球温暖化対策担当課長 先ほど岩永議員からご指摘いただいた、切れてしまっているところであるが、こちらは緑化施策部分とつながってしまっている

ころが変になってしまっているのです、正式なところを読み上げさせていただいて、再度、修正したものをお配りさせていただきたいと思う。

(1) 従来の部分のところ、みどりのルネッサンスおよび公園の長寿命という形になっているが、みどりのルネッサンスおよび公園長寿命化計画に基づく公園施設の維持・更新の財源ということ。森林環境譲与税部分に関しては、そちらの部分が抜けているというところで、森林環境譲与税の使用目的に合った森林の整備促進、その他基金の目的に即した事業対応の財源、木材利用の促進に活用していく財源というところが正式な形になるということである。大変失礼した。修正させていただいて、直したものを早急にお配りさせていただきたいと思う。

松田委員長           ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長           質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長           意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第33号議案 多摩しみどりの基金条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

松田委員長           挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第5、所管事務調査 多摩市気候非常事態宣言の具体化についてを議題とする。

本件は継続案件である。

生活環境常任委員会では、令和3年6月16日に多摩市気候非常事態宣言の具体化についてを所管事務調査として位置づけた。宣言の具体化に向けてまず知識を深めていく必要があることから、令和3年10月に脱炭素型の地域計画をどうつくるかについて、令和3年11月には食と地球温暖化対策について、講師を招いた勉強会を行った。

また、令和3年12月には環境に配慮した先進的な取り組みを行って

る企業としてトヨタ西東京カローラ桜ヶ丘店へ、令和4年1月には勉強会でも話題になった太陽光発電についての学びを深めるため、多摩電力合同会社及び一般社団法人多摩循環型エネルギー協会に視察を行った。ここまですべてこのように勉強会や視察を進めてきており、また前回令和3年12月14日の本常任委員会では、具体化に向けた取り組みとしてカーボンゼロなど環境に配慮した先進的な取り組みをしている市内企業にヒアリングに伺い、その結果を報告書にまとめること、その上で可能であればヒアリングした結果を踏まえて市への提言を行うことを検討する、以上のことが確認されている。今後もこの方向で所管事務調査を進めていくことにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長       ご異議なしと認める。

最後に、議会運営委員会で所管事務調査については毎定例会で進捗状況を報告することが確認されているので、今定例会最終日に報告をする。報告の内容については委員長に一任いただきたいと思います。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長       ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただきます。

それでは、本日のご意見を受けて、今後も引き続き本所管事務調査に取り組んでいきたいと思う。また、本所管事務調査については閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長       ご異議なしと認める。閉会中の継続調査を申し出ることとする。

続いて日程第6、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。本件は別紙のとおり申し出ることにはしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長       ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただきます。

この際暫時休憩する。

午前10時51分 休憩

---

(協 議 会)

松田委員長       ここで協議会に切り替える。

それでは、1番、日野・国立・多摩、3市連携 戦争体験アーカイブ事業  
について、市側の説明を求める。

河島平和・人権課長 昨年3月の生活環境常任委員会協議会で報告した3市連携事業、戦争体験アーカイブ事業についてご報告をする。おさらいになるが、この事業は、平和首長会議加盟市で以前から平和事業で交流のあった多摩・日野・国立の3市で地域の戦争体験者の体験談を集めて保存し、平和啓発活動で活用し、広く市民の皆さんへ平和の尊さを伝えることを目的としている。本事業は、東京都市長会の多摩・島しょ広域連携活動助成金を活用し、予算については日野市で計上されたものになる。それでは、資料に沿って説明する。

1の実施概要になる。(1)のパネル化と冊子作成関係である。昨年6月から8月までたま広報や、案内のチラシ、あと幾つか報道でも取り上げていただき、多摩市では26作品の応募があった。3市合計で70作品の応募があった。(2)に記載の選考委員会の皆様に体験文を読んで審査をしていただき、1市当たり10作品、計30作品を10月に入選者として決定した。11月から入選者による取材・録音を行い、12月に、(2)のイベントについては、入選者の方とそのご家族を招待する形で実施した。(3)については、今年に入り入選30作品の巡回展示をご覧の日程で行った。

この冊子に関して、選考委員長である林家木久扇様からは、今まで自分は笑いに向き合ってきたが、改めて人生を振り返ることができた、国連の中満泉氏からは、グローバルでの平和活動も大切だが、様々なバックグラウンドを持つ方がローカルで行動することも非常に大切であるということ、また広島市長からは、日常生活の中で平和について考え、平和への思いを共有する文化、すなわち平和文化の振興は必要不可欠であるので、この平和文化の振興に寄与するものということで評価をいただいた。

それでは、入選パネルの一つを紹介する。このようなパネルになっている。こちらはトリガーというものであるが、こちらの電源を入れていただいて、こちらの白い四角をご覧いただけるか、ここの白い四角のところをタッチすると、この方の音声が出る。この文章について、この入選者の方々の直接の音声が聞けるという内容になっているので、展示の際はこちらとこ

のトリガーと一緒に並べて、実際ご覧いただく方が音声を聞いていただくという形になっている。

今後の活用方法であるが、市主催の平和事業での展示のほか、コミュニティセンターなど公共施設等での貸し出しを行い、各所で活用していただきたいと考えている。また、現在冊子も作成中であるが、出来上がったら図書館等での配架も予定している。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩永委員 今そのパネルを見せていただいたが、それは3市で共有している持ち物なのかということで、どこに保管してあって、例えば市民の方がそれを展示したいと思ったときにはどこに相談に行けばいいのかを確認しておきたいと思う。

河島平和・人権課長 このパネルであるが、日野・国立・多摩の3市の30作品をそれぞれ活用していくという形になるので、貸し出しということであれば、その日野・国立・多摩の3市の30作品全てを貸し出しするという形になる。平和・人権課に依頼していただければ貸し出しをすることになる。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、22番、和田稲荷塚集会所用地等の取得について、市側の説明を求める。

齋藤コミュニティ・生活課長 私からは協議会の資料の一番最後の協議会22の資料のご説明をしたいと思うのでご覧願う。私からは和田稲荷塚集会場用地等の取得についてのご説明である。

こちらについては、1番の趣旨にあるように、この集会場用地等については地主の方7名の共有となっており、この方々から寄附の申し出があった。これを取得する方向で協議を進めているので、報告をさせていただくところである。

取得予定の土地が3筆ある。2番の(1)集会場用地として、和田稲荷塚集会場で使っている土地が、(1)の1139-2と1139-4の土地である。2番目としては、その北側にあるが、稲荷塚古墳用地である。

次の2ページ目、3ページ目、右上に資料1、資料2と書いたところをご覧いただきたいと思っている。資料1は北が左側になっている。資料2の上の大きい写真は北が上側になっているので、統一していなくて申しわけないが、そのようなことをご認識いただきたいと思っている。今申し上げた3筆が、資料1でいうと3つ固まっている、北側に稲荷塚の古墳用地がある。南側に百草1139-2と1139-4の2つの土地があり、その上に集会場が当たっているところである。

実はこの集会場用地については一つ課題があり、この資料1のところ「1136-3(民地)」と書いたところがある。実は集会場用地は道路に接道はしているが、この民地があることによって、出入口部分は民地が間に挟まっている状態である。どういう状態かという、資料2の左下の写真2をご覧いただくと、集会場に上がっていくコンクリートの斜面があるが、その部分にかかっているということである。1136-3の土地が一部かかっているという課題があった。これに関して、その所有者の方と協議を進めたところである。

少し話は戻るが、1ページ目の3の経過である。このお話については、平成28年2月に土地の所有者7名の方から相続に関してご相談をいただいたところである。その後何度か打ち合わせをしてお話をいただいているところで、(3)にある令和3年5月に正式に寄附の申し出があったところである。(4)に記載しているのは、今私が申し上げた和田稲荷塚集会場用地の課題に関する協議を地権者の方としていったということである。この課題であった1136-3の土地の一部が土地交換と寄附ということで整理がついたので、実際にこちらの集会場用地も古墳用地と併せて取得していくことを考えている次第である。

4番で今の方向性のお話である、1140-1の古墳用地である。こちらについてはもう既に子ども教育常任委員会でご説明をさせていただいているところでもある。この括弧書きにもあるとおり、市としては神殿や灯籠等があると取得はできないので、所有者の方と調整をさせていただいて、移設もしくは撤去していただいて古墳用地を取得するというものである。(2)集会場用地である。こちらの和田稲荷塚集会所は、ほかの集会場と比べても

利用頻度が非常に高いところである。実際に50～80%ぐらいの利用はなされているところであるし、今後も継続して利用される見込みがあるところである。また、古墳の周溝が集会場用地にも及んでいるところがあるので、市としては古墳用地と一体のものとして取得の手続を進めていこうと考えている。

最後、5番の今後の予定であるが、先ほど申したとおり、古墳用地で新年度の移設撤去をしていく関係で東京都に現状変更を申請していくので、その動きに合わせてこの3筆一括寄附の受領の手続を進めていきたいと考えているところである。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩崎委員 こうやって市のものになった後で古墳の跡地を維持していくのにはそれなりの大変さ、課題があるのかお聞きする。

齋藤コミュニティ・生活課長 古墳の用地については、実際に教育委員会でどのように使っていくのかまだ検討中というお話を聞いているところである。集会所用地についても、先ほどの話のように今後も使われていく見込みが非常に高いと思っているので、ここに関しては集会所という形で土地を提供していきたいと思っている。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、2番、多摩センター駅周辺地区都市再生整備計画事後評価シートの公開について、市側の説明を求める。

佐藤都市整備部長 協議会案件番号の2番から11番までが都市整備部の所管となっている。10本ある。効率化のために、それぞれ担当所管課長から案件ごとにご説明をさせていただく。なお、3番と4番、多摩ニュータウン再生の進捗状況と都営住宅建て替えの進捗状況については、関連も深いことから担当課長から一括してご説明をさせていただきたい。

松本都市計画課長 多摩センター駅周辺地区都市再生整備計画事後評価シートの公開についてご説明させていただく。本件については、令和3年12月14日の生活環境常任委員会の協議会において、計画の期間終了に伴う法定の事後評価

についてご報告させていただいたが、その後の現在に至るまでの経過のご報告をさせていただくものである。

パブリックコメント等の実施状況についてご報告させていただく。令和3年11月22日から12月10日まで原案の公表させていただいて、パブリックコメントのご意見、2名の方からいただいている。また、令和3年12月16日の多摩市まちづくり審査会でもご意見を頂戴している。これらのいただいた意見をもとに、最終版の事後評価シートが確定している。この資料の3ページの赤字のところ、ご意見を頂戴して原案を修正すべしとしたところであるので、ご覧いただけたらと思う。

また、最終版の公表については、パブリックコメントの結果と併せて令和4年3月31日に市公式ホームページで掲載の予定である。

その他についてである。オープンカフェ事業の継続についてであるが、市道5-31号歩線（ハローキティストリート）で実施しているオープンカフェ事業であるが、都市再生整備計画の期間中に活用できる特例道路占用許可制度を用いて実施している。パブリックコメントや多摩市まちづくり審査会の意見聴取においても、ソフト施策の充実やオープンカフェの拡充が述べられていた。常設のオープンカフェ事業については、都市再生整備計画が策定されていることで活用できる制度であるので、速やかな事業継続を第1の目的として、道路占用許可の特例を活用したオープンカフェ用の第2期多摩センター駅周辺地区都市再生整備計画を策定する予定である。

このオープンカフェの事業の継続に当たって、多摩中央警察と東京都とも協議しているが、現在と同様の計画であれば、警視庁の東京都公安委員会の協議を経て了承できるというご回答をいただいている。この公安委員会が本件のみで開催されるということではなく、ほかの議題と合わせて開催されるということであるので、開催時期が現時点で未定ということで、4年度の事業は、この公安委員会での了承後に実施となると聞いている。そういうことで、事業開始が4月からすぐできるかどうかというところは少し課題があるが、了承いただいたところで実施することになる。これについては、事業の協力をお願いしている多摩センター地区連絡協議会にもご説明させていただいて、ご了解いただいている状況である。

また、第1期計画で残された課題である駅からのペDESTリアンデッキへのエスカレーターの設定などのハード事業については、12月の生活環境常任委員会でもご報告させていただいたが、引き続き検討整理していく予定である。第2期計画としては、常設のオープンカフェ事業の速やかな事業継続を第一の目的として3か年の計画とするが、今後令和3年度に多摩センター地区連絡協議会が試行的にイベントとして実施しているマルシェや、レンガ坂改修の後のにぎわい創出に係る内容の追加も想定している。状況を見据えて、第2期計画の変更も視野に検討を進めていく予定である。

また、中・長期的な目線ではハード整備、パルテノン大通りを中心に、沿道施設とも連動した公共空間のオープン化及び公共空間形成について、令和7年度からの第3期都市再生整備計画を示していけるように検討整理していきたいと考えている。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩永委員 評価をしていくための来訪者アンケート調査というのがあるが、これはどのような内容で、どのぐらいの期間、何人ぐらいの方を調査してそれぞれの年度の状況を確認されているのかについてお尋ねしたいと思う。

松本都市計画課長 このアンケート調査については、アダプト団体にご協力をお願いして、来訪される方々のご意見を聞いているような状況である。そういったところを聞きながら、どのように継続していくかを反映しているところである。

岩永委員 具体的には定点観測がとても大切なことだと思っているが、例えばアンケートと言っても何人ぐらいの方に調査をしているのかというあたりである。結局満足度が上がっている、充足度が上がっているということはあるが、それが例えば全体で、今はコロナだからそれほどたくさんアンケートも取れないかと思ったり、あと時期的なこと等も非常にあり、定点できちんと観測していくことが必要かと思ったときに、どのようにアンケートを行っているのか、団体がやっているというのはわかったが、どのくらいの方に行っているのか、あとその調査をしている対象者であるが、例えば子どもに聞いているのか大人に聞いているのか、あと年齢はどうなのかといったあたりの分析がどうなっているのかということで、もし調査結果があったら後で見せていただきたいと思うが、いかがか。

松本都市計画課長 今いただいたご意見をもとに、ご提示できる資料はお渡ししたいと思う。

岩永委員 もう一つであるが、最近多摩センターを歩くと、例えばパルテノン大通りという看板等が結構真っ黒に汚れていたりするが、例えば道路アダプトの団体に、看板に土等がついて茶色っぽく汚れているのを拭いていただいたりすることができないかと思う。あと、ちょうどココリア多摩センター前の四隅のところは十字路になっているところがあるが、「ここは遊び場ではない」というような看板が一番メインのところ立っているのを見ると少し残念だなと思う。その看板のつけ方についてももう少し工夫ができないのか。皆に使ってほしいと言っている割には、「ここは遊び場ではない」というのをガンとそこに置いてあるのは印象的にアンバランスな気もするが、そういったところについてはどのようにお考えなのか聞きたいと思う。

松本都市計画課長 ただいまいただいたどのように皆さんに見てもらえるかというのは道路の環境整備的などころになるかと思うので、道路管理者とも少し相談しながら、その環境整備をどのようにしていけたらいいか調整したいと思う。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、3番、多摩ニュータウン再生の進捗状況について、市側の説明を求める。

星野ニュータウン再生担当課長 それでは、協議会案件の3番、多摩ニュータウン再生の進捗状況についてと、4番、都営住宅建て替えの進捗状況について、一括してご説明を申し上げます。

まず3番、多摩ニュータウン再生の進捗状況についてである。2月3日に令和3年度の第3回多摩市ニュータウン再生推進会議を開催した。主な議題は、愛宕・貝取・豊ヶ丘地区等まちづくり計画の検討と、尾根幹線沿道の土地利用方針の検討、それぞれ素案のまとめを行った。まず愛宕・貝取・豊ヶ丘地区等まちづくり計画である。素案の中では地区の優れた資源を生かしつつ、小さな取り組みを重ねて新たなニーズを掘り起こすことで流動的

な社会変化に柔軟に対応し、地区ならではの魅力的な暮らしや価値を見だし、若い世代の来街・定住を訴求していくことを目標に掲げている。

まちづくりの実現に向けては、既存住宅ストックの活用、分譲住宅再生、公的賃貸マンション再生、尾根幹線沿道開発、近隣センター活性化、公園緑道活用、移動円滑化の7つのリーディングプロジェクトを掲げ、これらの実践を通じて中長期の方向性の検討及び推進体制の構築を目指すこととしている。尾根幹線沿道の土地利用の検討については、4車線化及び公的賃貸住宅の再生等に伴う用地の創出を契機に、次世代を見据えた産業・業務、商業機能の誘致や育成を図り、多摩ニュータウンにおける付加価値を創造する場を目指すこととしている。

そのためには、暮らしを支える機能、産業・業務の集積をメインの柱に、にぎわい、魅力発信、職住近接の場をサブとして補完し、それらを横断的に展開し、広域的な波及を視野に入れるイノベーション環境を創出することを目指すことで若年・子育て世代の流入促進を図ることとしている。

素案では、南多摩尾根幹線の沿道ポテンシャルを生かした暮らしを支える機能、多摩ニュータウンの広域ポテンシャル、防災性、高度人材を生かした産業・業務の集積、多摩ニュータウンの住環境ポテンシャルを生かした職住近接を実現する場の形成、多摩ニュータウンの自然環境ポテンシャルを生かした体験型にぎわい・魅力発信、多様な主体が連携・融合し、豊かな暮らしを創造するイノベーション環境、あらゆる場とヒト・モノ・コトをつなぐ次世代交通モードへの対応の6つの方針を設定し、さらに土地利用の実現に当たっては、土地所有者、民間事業者等を含めたプラットフォームを構築することを検討している。以上が第3回再生推進会議でまとめを行った素案の概要になる。

次に、多摩ニュータウン再生プロジェクト第9回シンポジウムを2月20日の日曜日午後1時半から4時半までオンラインで開催した。基調講演にはオープン・エア代表取締役で東北芸術工科大学教授の馬場正尊氏をお迎えし、多摩ニュータウンの価値を上げるデザイン・マネジメント・社会実験をテーマに基調講演をいただいた。今後のニュータウン再生や公民連携の推進に当たり大変貴重なご示唆をいただくことができた。

今後の予定である。令和4年度は各素案について住民懇談会を開催し、パブリックコメント等を経て計画の策定を進めていく予定で、多摩市ニュータウン再生推進会議は年3回の開催を予定している。その他として、令和3年12月にUR都市機構主催による諏訪・永山地区でのプレイスメイキング社会実験を行った。今後定期的に開催する予定と伺っており、この3月に土地交換を行う旧東永山小学校跡地を活用したイベントを企画中であると伺っている。

続いて4番、都営住宅の建て替えの進捗状況についてである。まず諏訪団地であるが、諏訪4-1街区については、第2期で工事の実施設計を行っており、建築工事に着手されている。

次に、東寺方・和田・愛宕団地についてである。旧西愛宕小学校跡地については、現在建築工事中で、完了は令和4年度の見込みである。和田・東寺方団地については、令和3年10月に基本設計業務委託が終了したとのことである。なお、こちらの和田・東寺方団地については、追加資料を先週アップさせていただいた。こちらは先週近隣の居住者の方に対して配付された資料である。資料にあるとおり新型コロナの感染防止の観点から説明会を行わず、質疑等については直接西部住宅建設事務所にお問い合わせいただくこととなっている。

協議会案件の3番、多摩ニュータウン再生の進捗状況について及び4番、都営住宅建て替えの進捗状況については、以上となる。

松田委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩永委員

今のご説明の中にあった諏訪団地等の屋外でのプレイスメイキングの話であるが、12月にとあるが、12月どころかずっとつい最近までプレイスメイキングをやっていたような感じもあり、結構好評というか子どもたちがその場所を使っていてよかったなと思って見てはいたが、UR都市機構がプレイスメイキングを行うときにおそらくUR都市機構の敷地内だけでやろうと思っていると聞いていて、少し唐突と言ったら変であるが、もっと人を誘導していくためのプレイスメイキングのやり方があるかと思うと、せっかくUR都市機構であっても面としては諏訪・永山地域ということで、もう少しつながりがあってストーリーが描けるような形でその場を盛り上

げていくこともできるのではないかと思う。そういう意味では市側がもう少し協力してあげたりするとよいと思う。看板等も出ているが、結局UR都市機構の敷地の中だけの看板しかないからつながりが全然なくて、もう少し広範囲にこういうのがあるということをうまい形で宣伝してあげたらよいと思ったが、その辺りのことがどうなのかと、あと例えば実証実験の結果は議会にも共有していただけるものなのか、その辺りを伺っておきたいと思う。

星野ニュータウン再生担当課長 今プレイスメイキングの社会実験についてお尋ねをいただいた。12月に初めて今回やってみようということで、9月の終わりにUR都市機構と連携協定を結んだ第1回目というところで、時期的に寒いからどうかというところも正直心配していた。まず、スモールスタートではないが、いろいろ制限がある中でやっていくので、まずUR都市機構の敷地の中でやっている分には特に怒られることはないだろうというところで、その前に勉強会等にも市の職員が入って一緒にフィールドワークをやったり、おとしのシンポジウムで講演いただいた渡先生などにも監修をいただいて今回取り組みを展開しているところであるが、今様々な課題が多少見えてきたかと思っているし、今、委員のご指摘のように、例えばもう少し市道のところに出てきたり、あるいはせっかくだから天気の良い時期だったらキッチンカー等を入れられないかという議論を実はしているところである。市の中でも公園管理者や道路管理者ともワーキングのようなものをつくりながら、もう少しこれが発展できるような形になっていけないかということと、先ほど申し上げたように諏訪・永山地区でやっていくが、今度貝取・豊ヶ丘地区でも同じような取り組みができないか模索しながら進めていきたいと思っている。また、この辺の効果測定などもどういう形でお示しできるのか、数字なのかどうかよくわからないが、何らかの形でまた議会にも報告をさせていただきたいと思っているので、よろしく願います。

岩永委員

スモールスタートということであるが、ただ、日々その場所を眺めている者からすると、突然座れるようなもの、あと雨の中ハンモック等が置いてあって一体何なのだろうというところもあったりした。だから、これをどういうものとして進化させようとしているのかUR都市機構の考え方がよく

見えないところがあったが、せっかくやるのであれば、例えばここに諏訪団地屋外（諏訪第2公園脇等）と書いてあるが、全然脇ではなく、諏訪第2公園ではない別の場所のところの一角でやっているようなイメージであったりしたから、そういうところも含めてもう少し市側も良い形で協力してあげると実証実験の効果も上がる可能性があると思ったので、ぜひ良い形で進めてもらいたいと思っている。

大くま委員 貝取・豊ヶ丘地区の素案のまとめ以降の動きとして住民懇談会を開催していくということであるが、コロナの状況等もある中でどういった形で進めていこうとされているのかお聞きしたい。

星野ニュータウン再生担当課長 住民懇談会をどのように進めていくかというお尋ねをいただいた。愛宕・貝取・豊ヶ丘地区等については、市の公共施設を借りて市公式ホームページやたま広報で周知をしながらそこにお集まりいただいて皆さんと対話するような形での懇談会をやっていこうかと今の段階では計画しているところである。具体的なスケジュール感というのはまだこれからになるが、そういった形で進めていきたいと考えている。

大くま委員 もちろん、市の公共施設を借りてということもあると思うが、今小さな拠点を商店街等を中心にやっていこうということだったと思うので、そういった現場でも、本当に住民に見えるような形で懇談会をやっていただきたいと思うので、よろしく願います。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、5番、令和4年度主要実施事業について、市側の説明を求める。

檜島道路交通課長 協議会の5番である。1ページおめくりいただいて、最初に2ページ目であるが、令和4年度の地籍調査事業の実施区域図である。図面の緑色に塗った部分が令和4年度の予定区域で、茶色に塗られた部分は既に実施済みの区域である。地籍調査事業については、1地区を3か年の工程で、測量から立ち合い、閲覧までを実施している。令和4年度については、3地区について実施する予定である。1つ目の実施区域として、連光寺1丁目の西側に当たるB地区である。こちらの地区については、3年目の調査で測量成果

の閲覧等を行っていく。

次に、聖ヶ丘3丁目の通称東部団地と言われているところであるが、こちらのA地区で、当該地区についても3年目の調査である。測量成果の閲覧を行っていく。次に、聖ヶ丘3丁目のB地区であるが、こちらの地区2年目の調査で、関係地権者の現地境界立ち会いを行っていく予定である。そのほか地籍調査については、平成31年度に調査を完了した馬引沢団地中沢地区の令和4年について、令和4年3月16日において認証済みとなったので、令和4年度においては登記手続の作業を行っていきたいと考えているところである。

続いて、次のページ、タブレットの3ページであるが、令和4年度の工事予定箇所である。右下に工事案件が記載されていて、それぞれの番号が図面に記載されている。

まずゼロ債工事であるが、5件あり、こちらについては12月の常任委員会でご説明を申し上げているところであるので省略をさせていただく。

次に、舗装の打換工事である。⑥から⑩までである。まず⑥の市道の4-34号線の舗装打換工事である。こちら永山さくら通りという路線であり、当該路線は5か年をかけて舗装打ち換えをやっている。令和4年度は4年目で、約320メートルの区間において舗装打ち換えを実施する予定である。令和5年度には全線打ち換えが完了する見込みである。

⑦市道の6-3号幹線の舗装打換工事である。こちら鶴牧さくら坂という路線である。こちらは令和3年度に策定した舗装更新計画に基づいた舗装打換工事を実施する予定である。

⑧市道6-6号幹線の舗装打換工事であるが、山王下の1・2丁目地内で、三本松陸橋のところから西側に入った路線について舗装打ち換えを実施していく予定である。

続いて、⑨市道の5-60号線舗装打換工事である。こちらの路線の一部が貝取北公園通りという道路である。令和4年度については、貝取神社交差点から約400メートルの区間の舗装打ち換えを行い、2か年をかけて舗装打ち換えを実施していく予定である。

⑩が視覚障がい者誘導用プレート設置工事である。場所が落合1丁目地

内で多摩センターの駅から京王プラザホテル多摩の西側のペDESTリアンデッキの設置を行っていく。

続いて橋梁関係であるが、⑪鶴乃橋耐震補強・補修工事である。ここで1点修正させていただきたいと思う。「耐震補強・補修工事」と名称しているが、正式には補修工事のみの予定である。それについて先般実施した設計委託において、耐震性能については現状で現行基準を満たしていることが判明したため、補修工事のみ実施する予定である。剥落防止工を主とした工事内容である。

また、鶴乃橋補修工事については、先日行った補正予算の案件として債務負担として既にお認めいただいているものであるが、場所については尾根幹線をまたぐ橋梁が6橋あるが、本橋梁を含めて4橋の耐震補強・補修工事が完了することになる予定である。

橋梁関係の⑫であるが、桜橋耐震補強・補修工事である。こちらについては、連光寺1丁目地内の川崎街道をまたぐ橋梁である。こちらの橋梁であるが、ロッキング橋脚という橋梁であるが、熊本の地震において被害が非常に多かったということで国土交通省が早期に耐震補強することを推奨している橋梁である。本橋梁については、川崎街道が緊急輸送道路に指定されているので、このたび施行することにした次第である。

⑬については、久保ヶ下橋補修工事である。こちらの橋梁については、和田地内大栗川をまたぐ橋梁である。令和元年度の橋梁点検においてⅢ判定という診断をしており、次回の点検が令和6年度にあるが、それまでに措置をして改善する必要があると判定しているので、このたび施行するところである。

続いて住市総の関係である。⑭である。市道4-11、4-26号歩線道路改良工事である。こちらはかねてからご案内しているが諏訪・永山ふれあいの道で、今回予定している工事は、歩道の有効幅員を現状で3メートルのところを4メートルに拡幅する工事のほかに、老朽化した路面の舗装の打ち換え等を行う予定である。また、既存の樹木が多数あるが、ソメイヨシノ等樹木を約40本伐採する予定である。また、この工事の中では新たに桜類の補植も行っていく計画である。

続いて道路改良関係である。⑮として市道 2 - 1 号幹線道路改良工事である。こちら中和田通りであるが、令和 4 年度については用地買収をした場所の補償代行工事として擁壁の築造工事を行う予定である。今後、令和 5 年度にはレストラン用地の一部買収、また令和 6 年度からは用地買収をした部分の拡幅工事、それから下水道工事等々あり、順調に進めば令和 1 4 年頃には完了するような予定で進めている。

続いて、⑯であるが、市道 5 - 3 5 号歩線道路改良工事、こちらはレンガ坂である。先日補正予算において継続費の補正をお認めいただいたところであるが、ご承知のとおり今年度から工事に着手しており、既にユリノキの伐採を進めているところである。本議会最終日において、工事の変更契約計画の議案を提出する予定であるが、令和 4 年度においては、主にレンガタイトルの撤去、水道管などのインフラ関係の整備、それからレンガ坂橋の補修、路面の舗装等を進めていく計画である。

次に、⑰、市道 1 - 2 7 号線隣接地歩道状空地改良工事である。こちらは市道 1 - 2 7 号線という路線であるが、聖蹟桜ヶ丘駅北側に損保会社があるが、そちらの東側にある道路で、こちらに附帯されている京王電鉄の歩道状空地となっており、そこについて維持管理も京王電鉄で行っている状況であるが、昨今聖蹟桜ヶ丘北地区土地区画整理事業といった事業の完了後に大型マンション建設、周辺の道路の状況等変わってきたので、不特定多数の通行者が利用することが想定されているので、現在の歩道について拡幅等を行うことによって歩行者の通行の利便性、安全性の確保を行うものである。

続いて、最後に⑱街路灯 LED 化改修工事である。こちらについては平成 3 0 年度より実施している事業であるが、令和 4 年度についてはナトリウム灯の残り 5 5 0 灯のうち、老朽化が進んでいる 9 1 灯について LED 化工事を行い、LED 化率を 9 4 % から 9 5 % とする予定である。令和 4 年度については、上之根大通り、それから愛宕北通り、それから市道 4 - 9 5 号線と言って南野給食センター前の通りであるが、この 3 路線を予定しているところである。

松田委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて6番、多摩市市道における道路構造の技術的基準に関する条例の一部改正について、市側の説明を求める。

檜島道路交通課長 引き続き協議会6番のところで多摩市市道における道路構造の技術的基準に関する条例の一部改正について説明する。資料を順番に説明していく。

平成23年に地域主権改革一括法という法令が公布され、これまで国が一律で定めていた公共施設の設置管理基準が市町村の条例に委任されたところで、本市においては市町村道の構造の技術的基準を定めている道路構造令を参酌しており、多摩市市道における道路構造の技術的基準に関する条例を制定している。このたび道路法の一部が改正され、それに関連して道路構造令の一部も改正されたので、本市の条例の一部を改正するものである。

続いて2番目の改正の概要をご説明する。(1)として、1点目は自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分として自転車通行帯を新たに規定し、自転車通行帯の設置要件を規定していく。2点目として、自転車のみ走行可能な空間にするために工作物により区画して設けられる自転車道の設置要件に、設計速度60キロ以上の道路を対象とする規定を追加していく。

2ページ目をご覧ください。(3)であるが、交通事故の防止を図るための交通安全施設に、自動運転車の走行を補助するための施設である「自動運行補助施設」を追加する。

(4)として、歩行者空間の確保、それから歩行者の利便に資する施設を設置してにぎわい創出を図っていく道路である。歩行者利便増進道路、いわゆるほこみちの規定を新設する。この歩行者利便増進道路では、道路管理者が利便増進誘導区域として指定した空間において道路占用許可の柔軟な対応が可能となってきて、改修工事中であるレンガ坂について歩行者利便増進道路の指定を検討中である。

なお、本件については、道路法の改正に伴って本市の条例を改正するもの

であり、現在のところ冒頭で説明した（１）から（３）までに規定される自転車道の整備や自動運行補助施設の設置の計画等は今のところない。ただし、（４）の歩行者利便増進道路の規定については、３ページ目に絵があるが、レンガ坂やパルテノン大通り、ハローキティストリート等でにぎわいの創出を図っていく際に必要な規定となってくる。またレンガ坂においても、４番の絵にあるとおり現在行っている工事によって休憩スペースが設けられるので、その部分について利便増進区域に指定して地域の活力の創造に生かしていきたいと考えているところである。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて７番、道路通報システムの本格運用について、市側の説明を求める。

檜島道路交通課長 協議会７番の道路通報システムの本格運用についてである。本件については、昨年の第１回の定例会生活環境常任委員会においてもスマートフォンアプリによる道路通報システムの試行運用ということでご案内をしたところである。約１年間試行運用を行ってきたが、本年４月１日から本格運用を行っていく予定である。試行期間における対象のエリアであるが、都道の全域と４区７市が施行に参加をしていた。

この約１年間の試行期間での多摩市の状況であるが、通報件数が３５件あった。それから、試行運用による結果の検証をしたところであるが、位置情報と画像によって緊急度が判断できること、画像により対応方法が検証できる、それから休日や夜間の投稿により通報する機会がふえたことなどが確認できたところである。業務の効率化や市民サービスの向上が図れると所管では判断して、また、利用者のアンケートでも８割を超える利用者の方から便利である、よい仕組みであるというお答えをいただいているところである。

今後については、市民向けにさらなる周知活動を行い、投稿件数の増加に向けた取り組みを進めていきたいと考えている。まずは４月１日のたま広報への掲載と市公式ホームページへの掲載を行っていくが、既に東京都で

は公式Y o u T u b eでの掲載、渋谷DHCなどでの大型ビジョンを用いたPR活動といったことをやっていたという状況である。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩永委員 今のご報告の中で利用者アンケートの話があったが、この利用者アンケートはどこが誰を対象に、利用者が対象であるが、この利用者というのは多摩市民なのかどうかと、あとどのくらいのサンプル数があるのか、あとアプリのダウンロードを私はしたことがないのでよくわからないが、多摩市民の方でアプリのダウンロードをしている方の人数は把握ができていますか、その辺りについて伺いたいと思う。

檜島道路交通課長 こちらは、事業主体としては東京都がやっており、試行段階では東京大学のプロジェクトとしてやっている事業である。アンケートについては、東京都で取りまとめたもので、不特定多数の方たちだということで人数等の把握はしてないが、一方で、多摩市民の方がどの程度登録されているのか、こちら人数の特定はできないが、今のところ十数名の方は登録されていると伺っている。

岩永委員 基本的にはスマートフォンを持っておられる方にこのアプリをまずダウンロードしていただくところから始まるかと思っているが、周知の方法についてはたま広報や市公式ホームページもあると思うが、たしか公式のLINEもやっていたと思うので、そういうところの中でほかのニュース等に溶け込まない形で非常にタイミングよくこういうものを多摩市は始めたのでよかったらダウンロードしてほしいというような形で、LINEを使っている人は当然スマートフォンもよく使いこなしている人かと思うので、そういう方向けに個別に通知をしてこのことを知っていただくことが大事なのではないかと思う。すぐには言わないが、良いタイミングを見計らって告知していただけたらよいと思う。

大くま委員 先ほどの説明で、事業主体は都であるということだったが、今後本格運用になった際に、市の予算的な負担はどういう予定になっているのか。

檜島道路交通課長 実施主体はご説明したとおり東京都である。その予算の負担割合であるが、令和4年度については約50万円ということでお示しされているので、今回50万円を計上しているところである。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて8番、市道5-35号歩線道路改良工事(レンガ坂)の整備方針説明会の結果について、市側の説明を求める。

檜島道路交通課長 続いて市道5-35号歩線道路改良工事(レンガ坂)の整備方針説明会の結果についてご報告する。レンガ坂の工事においては、10月2日に工事説明会を開催し、工事説明会後もお問い合わせ等数多く寄せられており、その意見の中でも説明会があったこと、工事自体についても知らなかった、伺っていなかったという意見もあった。

こうした意見を受けた中で12月11日に追加の工事説明会を行い、両説明会以降、説明会への参加者等々からユリノキを残してほしい、歩行者と自転車を分離する必要はない、広場の真ん中の構造物は不要である、自転車利用のルールを策定するべきである、こういった意見が寄せられたところである。これらのご意見を検証して2月19日に整備方針説明会を行ったところである。

ここからが資料のご説明となるが、整備方針説明会には22名の方が参加されたところである。改修内容については、資料の(2)の、左側半分の部分である。方針1から方針3が変更前の内容であり、右側半分の方針1-1から方針4までが変更後の内容である。方針1の変更前については、自転車道を配置して広場中央部をロータリー形状にする予定であったが、この点については変更後の方針の1-1で、優先ゾーンの設置やロータリー形状をやめて、レンガ坂の景観と通行空間の拡幅を図ることとした。

また、方針の1-2で、レンガ坂の使い方や通行ルールといったことを、今後社会実験等を踏まえて市民の皆さんと一緒に考えていくことにした。また、方針2の倒木の危険のある樹木を全て伐採するという当初の予定であったが、一部のユリノキについて倒木対策を行った上で残していくこととした。また、方針3として、イベントにも対応した休憩空間の確保、こちらは変更なく実施していくところである。新たに変更後の方針4として、広場の一部に地域のレガシーとしてユリノキの一部のほかにも既存のレンガタ

イルや街路灯の一部についても残していくと説明を行ったところである。

下の方に整備方針説明会でいただいた主な意見を掲載している。割愛させていただくが、優先ゾーンの整備に対し立ち止まったことはありがたい、ルールづくりはレンガ坂だけでは意味がない、レンガタイルにこだわりはないが市が考える舗装材ではなく工夫ができないか、ルールづくりという手法は大いに評価するといったご意見を頂戴したところである。

次のページの(4)であるが、これまでに行った説明会の様子を記載している。3回行った説明会に延べ人数として95名の方が参加されたところである。

(5)に、これまでの経緯と今後の予定等を記載している。現在のレンガ坂であるが、東西方向に分けて工事を行うため、中央部分にバリケードを設置している。安全には十分配慮して工事を行っていくので、ご協力のほどを引き続きよろしく願います。また、先日の補正予算において継続費の年度割変更についてお認めをいただいたところである。今後、議会最終日に契約変更の議決について議案を提出させていただく。

ここで契約変更の内容を説明するが、大きく3点予定している。まず1点目であるが、レンガ坂橋の補修工事に対する費用増額として約3,000万円を計上している。こちらの理由については、現地に実際に入って調査した結果、使用する材料、既設で塗布されている塗膜剤が想定していたものと異なっており、除去方法、新たな塗膜材の施工と、手間等が増加し変更が生じたところである。

2点目のユリノキに対する費用であるが、約1,000万円を計上しているところである。この1,000万円の内訳であるが、1つ目は伐採から剪定に変更し、倒木対策として支柱の設置を行う費用として1,150万円ほど増額している。2つ目として、伐採から剪定に変更して減額になった費用が約400万円であるが、これは抜根の作業と抜根の処分費の減額である。3つ目として、伐採から剪定に変えたり、樹木がある中での作業でその辺りの重機作業の賃料、交通規制に対する費用、こういった手間がかかっており、こちらについては約250万円の増額を見込んでいる。

変更の大きな内容の3点目についてであるが、工事の一時中断に伴う工

期の延長で約2,000万円程度増額しているものである。工期末についても今回後ろ倒しとなっているが、一旦工事を2.5か月間程度止めているので、そちらの現場事務所、車両・機械等の損料、人件費等の増額となっている。これらの3点の費用増額と伐採・剪定等の工期の変更といったところで契約変更を予定しているところである。

なお、レガシー広場については残していくということで市民に説明しているが、規模や内容については今現在未定であるので、現時点における本工事の実施は見込まないことにしている。ただ、現工事の中のやりくりの中でできる可能性もあるかもしれないので、今後も引き続き検討は行っていきたいと思っている。また、レンガの趣に配慮した舗装材への対応については、令和4年5月下旬に現地で試験施工を予定している。そのため、塗装材料に対する契約変更等は現時点において見込んでいないところである。

こちらについては、レンガの型と単色によるイメージ見本を説明会でお見せしており、このレンガタイルとは色が全く違う、現地の趣が反映されていないことが言われていた。そのサンプルを持ってきているので、後ほどご紹介するが、当初施工を予定していた物では現地がモノトーン一色になってしまうというご意見をいただいたので、変更の中では色合いも検討することを見込んでいたが、今回その変更費用には入れないようにし、現地で色の調合等を調整して一旦市民の方にも見ていただくことを検討している。

このレガシー広場というかレンガタイルと街路灯の一部を残していく費用と舗装の塗装を検討していく費用で、最初は7,400万円の増額を見込んでいたところであるが、今般内容を少し見直しし、このレガシー広場と塗装の費用は見込まないことにし、増額としては約6,000万円で上程しようかと考えているところである。

今見本をお見せする。こちらは、レンガ坂に施工する予定の路面のサンプルである。これがアスファルト舗装になるのだが、これにスタンプ型の溝をつけて色を塗っていくこと想定している。全体にこれが同じ色になってしまうことに対して、モノトーンというか、通常のレンガは一つ一つ焼き色が違うので、一色になってしまうとレンガには見えないというようなお話もあった。

こちらは自転車道に用いようかと思っていた色合いである。今回これは一旦中止にして、ルールづくり等を行ってからまた方法等を考えていくことにしているが、この2種類で当初は考えていたところである。ところが、自転車道をやめてこれ一色にしたらモノトーンになってしまうのではないかという意見があり、業者といろいろ相談し、例えばこれとこれの色を現地で調合して工夫ができるのではないかというお話もいただいたので、これはできる範囲でやってみようということで、一旦現地で実験的に施工させていただきたいと思っている。

松田委員長 市側の説明は終わった。

この際協議会を暫時休憩する。

午後 0時04分 休憩

---

午後 1時05分 再開

松田委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

8番の市道5-35号歩線道路改良工事(レンガ坂)の整備方針説明会の結果についての質疑からである。質疑はあるか。

本間委員 ユリノキのことであるが、ユリノキを倒木対策して一部残して1,000万円ということであるが、この木はそもそも倒木対策しないと倒れてしまう木ということか。

檜島道路交通課長 レンガ坂のユリノキについては、地中の調査や樹木の診断等を踏まえてすべての木において倒木の危険があると判断をしていた。その中でも今回残す木は、専門家もちろんであるが、業者等々立ち会った中で比較的状态の良い樹木について残しているものである。ただ、前段で申し上げたとおり倒木の危険はやはり拭えないものがあるので、倒木対策は行っていくところである。

本間委員 倒木対策をしないと倒れてしまう危険性がある木を残すことがどのくらい危険なことなのかかわからないが、倒木対策というのは今例えばこの木が途中3分の2ぐらいまで切って、3分の1ぐらいは切り落として、今枝がないような電柱のような形になっているが、それが例えば大地震があったときに、その支柱をつけるということであるが、何かあって、今は大丈夫か

もしれないが、例えば20年後にその木が大きくなる。その支柱でずっとこの先安全性を保てるということなのか。

檜島道路交通課長 倒木対策の支柱であるが、やはりこれも木でできたものを想定している。そういった中で、ユリノキも年数がたってくると大きくなっていくので、最低でも5年に一度ぐらいは点検する必要があるかと捉えている。現状の段階では構造計算等も踏まえて設置するので、当面の間5年間ぐらいは現状のままで平気だろうということで対策を講じる予定である。

本間委員 これ1,000万円であるが、結局その木を切る金と倒木対策の支柱を立てるものと、どのように1000万円が成り立っているのか、内訳はわかるか。

檜島道路交通課長 今想定しているのが19本である。それらに倒木対策を行っていく予定であるが、1本当たりになると50万円前後かかっていくかというところである。

本間委員 結局倒木対策が1本幾らなのかはわからないのか。

檜島道路交通課長 1本当たりが50万円程度かかっていくという計算である。それは剪定も含めてである。

本間委員 5年後ぐらいにまた倒木対策がこれではいけないということで倒木対策をし直すとしたら、また1本50万円かかるということか。

檜島道路交通課長 支柱については、通常のものもそうであるが、木で支柱をすると冒頭にお答えしたが、腐りにくいような木、表面に腐らないような手当てをして使っていくような想定であるので、5年たっても使えるようであればそのまま使う。ただ、樹木があまり大きくなっているようだと、また元の形というか、現状の3分の1程度まで剪定していくといった手当ては必要になってくる。

本間委員 そうすると、安全を確保するためには、もしかしたらその支柱の具合がどうなるかわからないから、また1,000万円ぐらいかかる可能性もあるということか。

檜島道路交通課長 支柱については、大方5年ぐらいでは使用できなくなるようなことはないと思っているので、5年後に全て交換する必要があるかという点、現時点ではないと私は考えている。

本間委員 5年が倍だとして10年後ぐらいにはそのぐらいかかる可能性はすごく高くなるという気が、今のお話を聞くとそういう感じに聞こえるが、それははっきりしないというのは、業者からそれがどのくらいもつという話はないのか。

檜島道路交通課長 どのくらいもつかという話はないが、その支柱に使っている樹木は大方10年程度はもつと考えている。というのは、市内にほかの木で支柱で使っているものもあるが、20年30年たってもいまだにあるものもあるし、10年ぐらいでだめになってしまっているものもあるので、大方であるが10年ぐらいは大丈夫ではないかと今お答えしておく。

本間委員 今のお話だと10年後にはまた19本を残すために1,000万円かかるように聞こえるが、結局その支柱がその時点で今の木よりももっと育つことを考えると、そういった種類の支柱のやり方で本当に安全が保てるのかよくわからない。安全を保つということは、何か倒れたときにそれで物を壊したり人に危害を加えるといったことがあったときに、結局市の責任になるということである。その辺を確認する。

檜島道路交通課長 支柱対策をしても、不測の事態というか、倒れた場合や万が一様様のものを壊してしまうといったことが発生した場合、道路構造物に起因する損害については市の責任になってくると考えている。

本間委員 公明党としては、安全性が第一だと考えている。一度は危険だから全部伐採したほうがよいと決定したところを、これから本当にそういった金がかかることがわかっている、もしかしたらそれが危険なことになるかもしれないことがわかっている、それを認めることはできないし、それを認めた委員にも議会にも責任があると思うので、一応そういった意見があることだけ言うておく。

岩崎委員 一つお聞きしたいのは、レガシーのことであるが、レンガ坂自体は公園の側道的な感じに市民の方は思っていると思うが、今度パルテノン多摩の正面のところもなだらかな坂になって駅のほうに行く感じになると思うが、あそこもどちらかといえば連動しているというかレンガ坂の雰囲気と一体化しているように感じている市民の方が多いかと思うが、その辺でパルテノン多摩の正面の大通りはレンガ坂とは別だと市は思っているのか、一体

化していると思っているのか、その確認をしたい。

檜島道路交通課長 レンガ坂、パルテノン大通り、ハローキティストリート等、多摩センターエリアの一体とした道路であると、道路管理者としては捉えている。レガシー広場は先ほどご説明したとおり今回取りやめていくような方向で考えているが、40メートルペDESTリアンデッキが同じレンガである、同じ街路灯であるところも踏まえて、今現在、先ほども申したがどこに設置するかは決まっていないので、そういったものを大切にしたいという方々も大勢おられるということであったので、どこかしらにそういったものを残せるような形、また今回の工事の中でももしかしたらやりくりの中で一部残せるかもしれないというところもあるので、その辺、今後も検討して設置をしていければしていくということと考えていきたいと思っている。

岩崎委員 これからということだったが、あれもこれもというのは今言えないと思うし、あと集約するという考え方もあるかと思うと、いろいろなところに金がかかっているというのは本間委員も言われていた部分もあるが、確かにそうだなと思う。したがって、レガシー広場である必要があるのかも、市の議論の俎上に乗せていただいて、あそこにも街路灯があったりするし、ある意味レンガ坂とそっくりそのままではないかもわからないが、市民の方にとっては回遊性のある場所であるので、ここは残っているということもわかる部分があると思うので、明らかにここはレガシー広場だとすることだけがレガシーの残し方なのかというところは、市民の方に理解してもらえ可能性もあるかと思うので、ある程度市も金はかけないようにしようとして今努力されていると思うし、1,000万円ほどかかるかもわからないのと、それに見合う、この街路灯一つ残すのにも何百万円もかかるのかもわからないので、そこまではやはり無理だという話ももしかしたら出るのかというところが私は重要かと思うので、ぜひそういう考え方もあるということ考えていっていただけたらありがたいと思う。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて9番、市道4-11・4-26号歩線(住市総)の意見交換会を踏

まえた整備方針について市側の説明を求める。

檜島道路交通課長 続いて市道の4-11、4-26号歩線、住市総関係の工事であるが、こちら意見交換会を踏まえた今後の整備方針ということでご説明させていただきます。前回12月の生活環境常任委員会の協議会において、意見交換会を実施したことを報告させていただいたところである。その後、内部で整備内容について一部修正等をしたので、内容について説明をしたいと思う。

意見交換会でいただいた意見の中でタブレット資料の(2)③のところの赤い星印のついた部分である。ここについて、今回整備内容を当初から修正しているというところである。主な修正内容については、ツツジの生け垣を狭くして歩道の幅を確保できないのかということ、植え替える木についても桜にしてほしい。それからどうしても切らなくてはならない木だけにしてほしい。ベンチ等を設置して人が休憩して話せるスペースを設置してほしい。クスノキはシンボルでもあることから残してほしい、こういった内容となっているところである。

この内容を反映して修正した図面が2ページ目のスライドの資料である。植え替え後の桜については、多種類としてほしいというところで、長く長い期間桜が楽しめるような配慮をしたところである。この図面にある5号棟と書いてあるところ、この前の桜、既存の桜が6本あるが、これについては残していくような方向で考えている。

それから、瓜生小学校側、右下になるが、瓜生小学校側の一番端の桜の木であるが、こちらは見通しの関係、安全確保のため伐採をしていく予定である。クスノキについても、現地に3本ほど植わっているが、今後の生育や通行空間の確保等を考慮して、1本は伐採をするが、2本は残していくところである。

また、これも5号棟の前になるが、1階の住宅の高さと自転車歩行者専用道路の高さが同じであることに配慮して、生け垣の削る幅を極力狭くなるように配慮する考えである。そのほかに、ガクアジサイを植える、ベンチの設置といったことを変更している。

今後の予定としては、今年の夏頃工事を発注、契約する予定である。また、工事着手前には、工事の説明会を実施してから施工する段取りである。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて、10番、市道4-3号歩線法対策工事(土砂災害特別警戒区域解除)について、市側の説明を求める。

檜島道路交通課長 引き続き市道4-3号歩線法対策工事(土砂災害特別警戒区域の解除)についてである。こちら9月の生活環境常任委員会協議会において工事が完了したことを報告させていただいた。その後、東京都と土砂災害特別警戒区域いわゆるレッドゾーンの指定解除について調整と協議を行ってきて、令和4年2月8日、東京都告示第136号で告示され、解除されたところである。ただし、引き続き土砂災害警戒区域としてイエローゾーンの指定は残るが、レッドゾーンが解除されたことで病院等の建設は可能になるところである。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて、11番、第11次多摩市交通安全計画の策定について、市側の説明を求める。

渡邊交通対策担当課長 第11次多摩市交通安全計画が策定されたのでご報告申し上げます。サイドブックスは協議会No.11というところが2つあるが、最初が概要版になっているので、概要版でご説明したいと思う。

まず多摩市交通安全計画とはどういうものかであるが、交通安全対策基本法第26条に基づいて東京都が東京都交通安全計画を定めていく。これについて我々も交通安全対策基本法第18条第1項に基づいて道路管理者、警察、消防等の関係機関の代表によって組織される多摩市交通安全対策会議の審議を経て計画を策定するというものになっている。

これまでの経緯としては、まず令和3年4月下旬、ほぼ1年前になるが、令和3年度になってから東京都が第11次東京都交通安全計画を策定し公表した。その内容を踏まえて、多摩市交通安全対策会議で多摩市交通安全計画の内容を吟味し、策定をしてきたところである。これまでの経緯、今後の

予定は、2番のところで表組みにさせていただいているが、交通安全対策会議で議論を始め、パブリックコメントも実施し、承認を得てきている形になる。

今回大きな変更点としては、今まで第10次多摩市交通安全計画までは、多摩市独自の章立てで構成していたが、この交通安全計画はどうしても国・東京都等の計画もある。そして、この交通安全対策を進めていかなければいけないところが警視庁であり、東京消防庁であり、東京都であるというところもあったので、章立てはなるべく同一にしてどのステークホルダーもしっかり見やすく、取り組みができるようにという形で、章立てを東京都の交通安全計画に寄せていることと、東京都の交通安全計画には公安等多摩市にはないものも入っているので、多摩市の取り組みでないものは削除、多摩市の独自の取り組みは入れていくような形で章立てを合わせさせていただいている。

2ページ目に第11次多摩市交通安全計画概要版、A4横のものを入れているが、計画の位置づけは先ほどご説明したとおりとなっている。計画の期間であるが、これは先ほども申し上げたとおり、年度の頭で東京都が発出するものに計画期間を合わせているので、ほぼ1年たってしまうが、計画は令和3年度から令和7年度までの5年間、東京都の計画をしっかりと踏まえた上で策定をして、この計画期間で進めていくという形になっている。一番大きなところでいくと4番の計画の目標で、計画期間中の年間交通事故死者数はゼロを目指していきたい。悲惨な事故を防いで貴い命を守っていかねばいけないというところで目標はゼロとさせていただいている。

それから、令和7年度までの年間の交通事故死傷者数であるが、これは過去の経緯からしても、過去5年間を右にも載せているが、300人を超えるようなところもあるので、そこからは少しでも減らしていきたいという思いで、今回は年間の交通事故の死傷者数が270人以下になるように頑張っていきたいという目標を設定させていただいている。

また、重視すべき点としては、下の4項目、高齢者及び子どもの交通安全の確保、自転車の安全利用の推進、二輪車の安全対策の推進、飲酒運転の根絶、こちらは警察庁もこういう形で全国交通安全運動に取り組んでいると

ころもあるので、そこはやはり市としてもやっていきたいということで定めさせていただいている。それぞれの項目の講じようとする施策や細かい内容については本編に記載をさせていただいているところである。雑駁ではあるが、概要のご説明となる。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて12番、次期多摩市みどりと環境基本計画の改定作業スケジュール案について、市側の説明を求める。

佐藤環境政策課長 では、ここから環境部の協議会案件に入らせていただく。まず12番、次期みどりと環境基本計画の内容について説明をさせていただく。次期みどりと環境基本計画の進め方、資料でお示しさせていただいたスケジュールだが、内部でまだ議論中の部分もあり、今後変わってくる場所も出てくることが考えられるが、まずはイメージとして見ていただきたいと思います。では、説明を始める。

まず、スケジュールの前に、1番、次期みどりと環境基本計画の全体構成である。次期計画については、環境への負荷の少ない循環と調和を基調とした社会、持続可能な社会の実現に向けて、これまで環境基本計画とみどりと環境基本計画を一体化させてきたものに今回生物多様性地域戦略や地球温暖化対策実行計画区域施策編、そしてこの気候危機を乗り越えていくために自治体レベルでできる可能な取り組みを具体的に示す気候変動適応計画、さらにここには書いていないが多摩市プラスチック削減方針についても包含した形で改定作業を進めていきたいと考えている。

計画全体の考え方としては、持続可能な社会の実現を先ほどのとおり掲げながら、その持続可能な社会を実現可能なものにしていくため、現計画を振り返り整理しつつ、これに加えて市が令和2年6月に行った多摩市気候非常事態宣言を主軸に、地球温暖化対策のCO<sub>2</sub>二酸化炭素排出実質ゼロの実現に向けた、具体的な取り組みやプラスチック対策、そして生物多様性保全の実効性を高めるための新たな施策、またみどりと生物多様性の関わり方、さらに市民が関わるという部分のところも整理して進め、改定をしてい

きたいと考えている。5年後、2030年、そして10年後といった時点ごとの目標も明確にして、今後の社会情勢にも対応していける柔軟な計画スキームにしていきたいと考えている。このように、今回の改定は非常に範囲が広く、決めていくことも非常にたくさんあるため、環境部全体総力戦で改定作業に臨んでいきたいと考えている。

次に、2番のスケジュールのところであるが、改定は令和6年度を目指し、令和4年度と令和5年度の2年間で作業を進めていきたいと考えている。具体的には、令和4年度にこれまでの振り返りとともに現状把握や基礎調査を行いながら課題や将来像、基本目標などを議論し、さらにアンケートやワークショップなども行って多くの市民からも意見をいただきながら骨子案までつくり上げていきたいと考えている。そして令和5年度は早々に計画案素案をつくり上げ、それをもんでもらう時期を少し多めに取ってきたいと考えている。

検討体制としては、まず専門家の視点でみどりと環境審議会を軸に、さらに今回は分野が多いため審議会の下にエネルギー分科会、生物多様性分科会というような形で分科会を設けて議論を進めていきたいと考えている。また、内部の検討体制としては、環境政策推進本部を軸に令和4年度は4回、令和5年度は3回の開催を計画し、その都度専門部会も開きながら進めていきたいと考えている。

最後に、市議会の皆様、この委員会の中でも定期的に報告を行ってまいりたいと考えているのでどうぞよろしく願います。

松田委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩崎委員

予算の質疑でも、この作成に関しては柔軟に対応してほしいということと作成後に庁内できちんと活用していただきたいということをお願いしたが、今、課長の話でも、一応今までつくってきた環境基本計画に関して10年たったので10年間を振り返るというお話があったが、市民協働としてずっとやってきたという意味では、市民協働の重要なこととしても市民で振り返ることが大切になってくるのではないかと思うが、そのところを確認したいと思う。

佐藤環境政策課長 振り返るところは、まさに今、委員の言われるとおり、市民・市民団体

とこれまで築き上げてきた部分もある。非常に大切であるので、そこはどこができたのか、どこができなかったのか、そして、そのできなかったことに対してこれからどういう目標を立ててどのように進めていくのか、そこも専門家の視点だけではなく、市民・市民団体とも対話をしながら進めていきたいと考えている。

岩崎委員        よろしくお願ひしたいが、重要なこととして、今4つの計画をくっつけてやっていくということだったが、生物多様性の地域戦略に関しても様々な市民団体がおられ、今まで丁寧に調査されてきたと思う。それは緑地や公園、水路のことや河川など生き物という視点できちんとしたデータもお持ちだと思う。そのデータを十分活用していくことが今後大事なのではないかと思うが、そのデータを活用することとして、これからコンサルに委託すると思うが、コンサルに委託するとそこでもデータを取るかと思うが、今までやってきた市民の方たちが取った10年以上のデータが使えること、そうすると逆に経費も少し削減される可能性があるかもわからないので、そのデータが使えるようになっていることをコンサルの方にお伝えしていくことも重要ではないかと思うが、そのところをお聞きする。

佐藤環境政策課長    市民・市民団体が行ってきたデータの取り扱いであるが、今回基礎調査の中で、これまで行ってこられた市民・市民団体の基礎的なデータについても、そちらを十分把握・収集して活用させていただきたいと考えている。この生き物の情報をトータル的に整理して、次期基本計画の中では今後、全てのところまではまだ議論が必要だと思うが、行動と決定の中心に生き物の保全の考え方を置いていくといったところにつなげていきたいと考えている。

岩崎委員        正確なデータだと思うし、コンサルの方にとっても、それを活用することでよりよい形になると思うのでお願ひしたいと思う。

実際にこの基本計画をつくる場所では、新しい考え方も入れていかなければいけないのではないかと思うが、予算質疑でもあったが、里山についてはこれからの案件にもあるが、今回この基本計画というところでお聞きするのは、農的な公園をつくっていくという形のことには出ているが、それを里山の保全地域の中につくるということは相当別の視点が必要かと思う。

つまり里山自体は里山として保全しなければならない場所であるので、そこに農的な公園をつくる以上は、農業の収穫物を高めるというよりは生物多様性に配慮するという考え方が相当重要だと思うと、その部分も環境基本計画に入れ込まないと主軸というか物差しができなくなっていくこともあるかと思う。つまり、現代の社会では農法があり、様々な形で作物を多く取ったりすることができる方法もないわけではないが、保全地域の中で農的な公園もできていくことになると、その共存の仕方ではどういふことが重要なのかという、昔ながらのやり方も必要だ、あるいは共存するにはただただ農業も大事、環境も大事という考え方だけではないと思うと、そういうことも練りながら、市民の方たちとも考えながら、生き物にいろいろ頑張ってきた方たちの視点も入れながら考えていくことが重要だと思う。そういう意味で、環境基本計画にはそういう視点も入れていくことができるのかというか、やっていただきたいところもあるが、いかがか。

長谷川公園緑地課長 連光寺・若葉台里山保全区域のご質問で、今取り組みを進めている私からお答えさせていただく。予算委員会的时候にも今いわれたとおりのご質問があったところであるが、環境に配慮した地域での営農のあり方を今後探っていくということで来年度試験事業を行うが、まずはそういったところから始めさせていただきたいということで取り組んでいるところである。

今言われた次期みどりと環境基本計画あるいは生物多様性地域戦略の中にあそこの個別の取り組みをどのレベルでどこまで位置づけるかは、全体のバランスも含めての書き方になってくると思っている。予算委員会での繰り返しになるが、あそこの地域の保全のあり方については既に保全計画書が策定されており、また今後農業公園としてのあり方については、改めて構想を練っていかなければいけないと思っている。そうしたところの記載内容との位置づけの中で、みどりの基本計画の中でどのような位置づけあるいは記載になるのかは、今後全体のバランスの中で検討していくところかと思っている。

岩崎委員 今、公園緑地課長から答弁いただいたわけであるが、まずは個別に書くというよりは考え方として書いておくのが重要かと思う。いわゆる農地を

保全する、あるいは環境を保全するという考え方とともに、環境をまず維持するというよりは、里山がそのまま維持できるためには何が大事なのかということ、実際にそれをやるやらないの前に、考え方として農地というよりは里山の保全地域の中でやるもの、農業に限らないが様々なことをやる場合に、里山保全するとはどういうことなのか、つまり人の手をあまり加えない、あるいは大昔は逆に言えば人もいたが、いろいろ、技術がなかった中で自然とともに歩んできたという考え方があるということで、この里山を保全していく、現代の中において原風景を維持していくことはどういうことなのか具体を書く必要はあまりないかもわからないが、考え方は書いておく必要があるのではないかとこのところで環境政策課にお聞きしたところである。

佐藤環境政策課長 確かに里山の保全にはいろいろな形態があろうかと思う。これまでも例えば農業をやりながら、そのほか動物と生き物の緩衝帯として、その保全のあり方というのは今だんだん崩れつつあるようなところがある。もう一度この地域の中に残された自然環境を残していくために、過去の里山の考え方を復活させて進めていくという考え方は非常に大切なところで、連光寺・若葉台里山保全地域も、その考え方に沿ってまず進めていかなければいけないものだと考えている。個別的なところはこれから全体の中で議論を進めていくお話であるからここではお答えを差し控えさせていただく。

先ほど私からお伝えしたが、今後は気候変動対策、そして地球温暖化対策を進めていく中で、生物多様性もSDGsの考え方で社会経済を支えていく中で基本的な部分ということと併せて考えると、いろいろな取り組みの中で、この生物多様性、全ての行動といろいろな物事の決定の中にきちんと生き物の考え方、保全の仕方を置いて、それで進めていくといったところを、生物多様性の視点から言えば、そうした視点を大事にきちんと明確にして進めていけるような次期計画にしていきたいと考えている。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて13番、プラスチックごみ啓発看板の設置について、市側の説明を

求める。

佐藤環境政策課長 では、協議会案件13番、プラスチックごみ啓発看板の設置について説明をする。資料をご覧願う。

こちら市では現在行っているまちの環境美化の取り組みの中で、気候非常事態宣言に掲げたプラスチック問題も今関連させて取り組みを行っているところである。まちの環境美化が世界で起きている海ごみ問題の解決にもつながっていることを、春と秋のキャンペーンの中でも広く啓発を進めているところである。また、この活動は市民団体や近隣の学生の間でも広がっており、毎月大栗川や乞田川での活動も活発化しているところである。今回のこの取り組みは、このような取り組みに参加されていない市民の方にも日常の中でプラスチック問題を意識してもらうことを目的に、多摩川河川敷に視覚的に訴えるサイン看板を設置するものである。

なお、この取り組みは、市民・市民団体と一緒に活動をしながら進めてきたものなのであるが、ファーストインパクトにより認知できる絵柄を見せることで想像を促し、多くの市民に日常からプラスチックの問題を考えることにつなげていくことを狙いとしている。

それでは、設置に関しての具体的な内容に移る。まず2番の設置時期であるが、来週には設置が一応完了する予定である。

次に、3番の具体的な設置場所であるが、地図をご覧ください、多摩川の京王線下り線が走行するすぐ脇の河川敷スペースで、車窓から認知できる位置に設置を予定している。

次に、4番の看板のデザインである。こちら裏面を見ていただきたいが、SDGs 14番、海の豊かさを守ろうのサインを参考にして市民・市民団体と図柄を一緒に考えながらデザインをしてきた。

最後に6番の今後の展開のところであるが、1つ上の5番の関連事業も含めて、多摩川で行われている清掃活動では、この看板が示すイメージを持って、皆でもってこの場所からプラスチック問題を考える、例えば清掃活動などに活動を広げていきたいと考えている。また、今回の取り組みは、大栗川や乞田川にもプラスチックごみ啓発の取り組みを広げていきたいと考えている。既に第2弾としては、市民団体から大栗川の護岸にペイントするこ

とでプラスチック問題を視覚的に啓発して訴えかけていきたいという提案もいただいているところである。

さらに、乞田川についても既に検討が始まっており、こうした取り組みを通して市内全体でまち美化運動のムーブメント、そしてプラスチック問題を考えるムーブメントを多くの市民とともに盛り上げて、多摩市気候非常事態宣言で掲げたプラスチック削減の取り組みを今まで以上に進めていきたいと考えている。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて、14番、多摩清掃工場の発電余剰電力を活用した電力地産地消事業について、市側の説明を求める。

市ノ瀬地球温暖化対策担当課長 それでは、14番、多摩清掃工場の発電余剰電力を活用した電力の地産地消事業についてのご説明をさせていただく。資料に関しては14番に2つあり、一つ目が概要、もう一つ目が別紙で、参考資料として詳しい説明資料をご用意している。この案件に関しては、予算審議等でご質問いただいて説明したところであるが、非常にわかりにくいというご指摘を受けた。そのため、別紙で内容を説明させていただき、内容の確認からさせていただきたい。

別紙のパワーポイントの資料をご覧くださいければと思う。多摩清掃工場発電余剰電力の活用ということで、多摩市の電力に関して、令和2年度の気候非常事態宣言をもとに、市域に先行して、公共施設の使用電力に関してCO<sub>2</sub>ゼロの取り組みを進めていた。低圧電力に関しては、令和3年1月から、CO<sub>2</sub>ゼロの電気に切り替えが可能になったところである。

3ページ目を見ていただくと、多摩市の課題というところがある。令和3年1月から低圧電力ではCO<sub>2</sub>ゼロの達成ができたが、令和4年4月に向けて高圧電力に関してCO<sub>2</sub>ゼロの電気を導入していきたいと考えて検討してきた。低圧電力と同じ非化石証書等でのCO<sub>2</sub>ゼロを達成する場合、見積りをとったところ、多額の経費、年間5,400万円ほど電気代が上がってしまうというのが試算として出てきている。この手法ではなかなか厳し

いということで、別の手法を検討する形になった。

次の4ページ目をご覧ください。多摩清掃工場の課題というところがある。清掃工場に関しては、ごみを焼却して発生する余熱を利用して発電を行っていた。平成30年12月までは、バイオマス発電として、FIT制度を利用した売却ができていたが、現在その期間が終了し、金額が大きく減っているところである。一番高かったときが平成26年度で、1キロワット当たり21円で買っていただいていたところ、令和2年度では10.41円と半額以下まで下がってきてしまったような状況である。

その次のページ、5ページ目、達成の鍵を握るのは多摩清掃工場というところである。清掃工場の電気代が下がってきていることと多摩市のCO<sub>2</sub>ゼロの電気を購入するというこの2つがうまく組み合わせることによって2つの問題が解決できるのではないかという形で考えてスタートしたものである。清掃工場の売電単価が1円上昇すると売電収入が1,300万円上がる形になる。一部事務組合の歳入がふえることによって構成市である多摩市の負担も減るような形になるので、一部事務組合の売電価格の上昇というところも含めて検討をしていきたいと考えたところである。

次のページをご覧ください。6ページ目である。浮上してきた案である。まず多摩清掃工場の発電電力はCO<sub>2</sub>がゼロであるということである。火力発電所のように発電のために燃料を燃やして結果として出る電気に関しては、その電気に関して、CO<sub>2</sub>の排出係数、1キロワット使うと何キログラムCO<sub>2</sub>が排出廃止されたというところが出てくる。

しかし、清掃工場では、ごみを処理するためのCO<sub>2</sub>に関しては発生するが、副産物として活用しているエネルギーに関してはCO<sub>2</sub>がゼロとなると定義されている状況である。

多摩清掃工場では衛生処理のため焼却処理を行っており、そのためCO<sub>2</sub>の発生はしているが、一方で、処理を行った副産物であるエネルギー、隣接の福祉センター温水プールへの熱源供給、電力の発電に関しては、基本的にはCO<sub>2</sub>がゼロになっているような状況である。この電気を多摩市で活用したいところである。活用する方法として3点検討した。

1点目が自営線によるものである。7ページ目をご覧ください。こちらに関し

ては、清掃工場から自分で線を引っ張って施設に電気をつなげてしまうというものである。こちらをやっているのが武蔵野市のクリーンセンターであるが、こちらに関しては、近接している施設には送れるが、長い距離を送るのはなかなか難しい。多摩清掃工場から多摩市役所までだと現実的ではないところがあり、この案はできないという形になった。

2点目が自己託送というシステムである。先ほど線を引っ張ってという話をしたが、自己託送の場合は東京電力の電線網を使って各施設に電力を供給するというやり方である。こちらは八王子市の戸吹清掃工場で行っている方法であった。こちらも検討したのであるが、こちらに関しては、自己託送で送れるのは同一の会社のみという形になっている。

八王子市の戸吹清掃工場は八王子市がつくった清掃工場で、八王子市役所に送っているからできたのであるが、多摩ニュータウン環境組合は一部事務組合という形になり、多摩市も構成市であることを所管の官庁にも伝えたが、そちらに関しては認められないという形になり、自己託送によるシステムを断念したところである。こちらができないという形になったので、新電力会社を介した電源供給というやり方を検討した。清掃工場がAという電力会社に電気を売り、多摩市役所がAという電力会社から買うという形でやることによって電力の価格を下げるができるのではないかとということで調べたところ、例として弘前市や長野市で同様のシステムで行っているのがわかったので、こちらのシステムを進めていきたいと思ったところである。

次の10ページ目である。今現状の課題としては、清掃工場は先ほど言ったように電力会社に電気を売っているのだが、年々電気の価格が下がっているような状況がある。多摩市役所はCO<sub>2</sub>ゼロの電力を買いたいと見込んだのであるが、非常に高額であるということであった。

11ページ目、なぜこうなってしまったのかというところである。電力事業者は、電気をどこか発電しているところから買ってこなくては行けないが、買うときには売却先が決まっていなかった状態で買っている状況である。そうすると、売り余ってしまった場合は赤字になってしまうので、できるだけ安い電気を買いたいという形になる。また、これを電力会社が売るときに関

しては、黙っていても売れないので営業活動等をして経費をかけて売っている状況である。今回多摩清掃工場と市役所の共同選定のプロポーザルの形式でいうと、清掃工場でつくった電気は多摩市役所で買うという形になるのでまず売れ残る心配がなく、営業活動をする必要がないので経費が下げられるのではないかという形で進めたところである。

今回共同選定プロポーザルという形に当たって、清掃工場に関しては、一部事務組合という形で八王子市、町田市、多摩市で構成している。多摩市だけがやりたいと言ってもなかなかできない形になるので、こちらに関しては地産地消を進める協定ということで「多摩ニュータウン環境組合多摩清掃工場発電電力活用に係る協定」を全ての構成市と組合で締結したところである。

こちらの協定を結ぶに当たり、このやり方をすると多摩清掃工場の売電収入に関して見積価格でいうと通常で売るよりも1,100万円ほど高く清掃工場の電気を買ってくれるところが出たので、こちらの方法でやっているところである。多摩市に関しては3,200万円ぐらい安い価格でCO<sub>2</sub>ゼロの電気を購入できるのではないか。先ほどの5,400万円ぐらい増になりそうだとところから3,200万円ぐらい安くなりそうだと試算が出て、こちらの協定を結ばせていただいたところである。

こちらの結果であるが、最後の13ページである。市と組合の売電・買電価格についてそれぞれ最低価格を設定した。清掃工場に関してはこの価格より上の価格でないと電気を売らない、多摩市に関してはこの価格より下の価格でないと多摩市は電気を買わない、この2つに合致する条件の事業者に来てほしいという形をお願いをした。

その結果であるが、多摩清掃工場に関しては入札価格で3,000万円売電価格が上昇した、多摩市役所は1,700万円の買電価格の抑制が見られたという形である。多摩清掃工場の電気を使うことによって多摩市の45施設のCO<sub>2</sub>の発生量がゼロになり、年間3,160トン、スギの木36万本分のCO<sub>2</sub>の吸収量に相当する形になったところである。

概要にもう一度お戻りいただければと思う。概要はこちらの内容のご説明である。詳細に書いているところもある。プロポーザルを行い、裏面に行

って6者の業者に参加していただいた。6者から入札していただき、提案をいただいたところ、最適受託候補者が日立造船という会社に決まった。この効果で、先ほどもお話ししたが市役所本庁舎等の45施設に使用する691万キロワットの消費電力がゼロになるところである。

清掃工場の電気量は、多摩市役所で使う電気量より多く発電をしているところである。ここの余剰電力に関しては、日立造船株式会社が地域内の希望者に向けて工場由来のゼロカーボン電力を供給できるプランを今検討している状況である。こちらが決まったら、ホームページ等でご紹介をして地域のゼロカーボン化にさらに取り組んでいきたいと考えているところである。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて15番、ウォータースタンド株式会社とのプラスチックごみ削減の推進に係る協定締結について、市側の説明を求める。

市ノ瀬地球温暖化対策担当課長 15番、ウォータースタンド株式会社とのプラスチックごみ削減の推進に係る協定締結についてご説明させていただく。使い捨てプラスチック容器の削減を目的としてウォータースタンド株式会社と協定を結び、市公共施設に無償のウォーターサーバーを設置するという事業である。

概要である。気候非常事態宣言に基づき、2050年までにCO<sub>2</sub>ゼロと使い捨てプラスチックの削減に多摩市としては取り組んでいるところである。今回多摩市とウォータースタンド株式会社が、ペットボトル等のワンウェイプラスチックの使用を抑制し、全世界的に喫緊の課題であるプラスチックごみによる海洋汚染防止、ごみ減量、地球温暖化等に寄与するため本協定を締結し、マイボトル持参の取り組みを推奨していくところである。このため庁内にマイボトルへの給水が可能なウォータースタンドを設置し、ペットボトル等のワンウェイプラスチックの使用の抑制、積極的な啓発を図り、地球環境の維持と改善を図ることを目的としている。

まず、ウォータースタンド株式会社であるが、こちらの会社は水道直結式

のウォータースタンドのレンタル業をやっている会社という形になる。同社は、使い捨てプラスチックの削減を目的としたボトルフリープロジェクトを行っており、全国の地方公共団体と協定を結んで給水スポットを無償で提供するようなことをやっているところである。この事業を多摩市とも協定を結んで進めていくというところである。

無償提供機器に関しては、ナノスタンドという製品で、常温の水道水をろ過した水が出てくるという機械である。費用に関しては、設置費用、リース費用、保守費用は全て向こうのウォータースタンド株式会社側の費用負担という形になっており、多摩市側ではその使用する水の水道代だけがかかるという形になっている。この機器に関しては参考資料がついているので、後ほどご覧いただければと思う。

下の設置予定場所であるが、4か所ある。本庁舎1階の市民課の付近に1か所置きたいと思っている。市民活動・交流センター、旧北貝取小学校跡地のところに置きたい。あとは一ノ宮児童館、一本杉公園管理事務所に置きたいと考えている。この協定を結ぶ段で各庁内に設置できる場所を確認したところこの4か所が出てきたのでこの4か所に先行して置きたいと思っているが、これ以降も追加の要望がある場合は追加に答えていただけるといってお話があるので、こちらの状況を見ながら、さらに置いていただける場所を広げていきたいと考えているところである。

最後、今後の予定である。ウォータースタンド株式会社とは、年度内にこの協定を締結し、設置を予定している施設と調整の上、早い段階でこちらの機器の設置をしていきたいと考えているところである。資料の後ろに関しては、設置するウォータースタンドのカタログがついているところである。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

本間委員 すばらしいことだなと思ってお聞きしたが、これは常温のため電源も不要で費用は水道代だけという面では非常に良いと思うが、冷水や温水というわけにはいかないのか。

市ノ瀬地球温暖化対策担当課長 こちらの業者に関しては、冷水と温水が出るものも用意はしてあるのだが、今回の協定で無償で提供できるものは常温のみという形になっている。月3,000円～4,000円の費用をかければ冷水・温水

が出るものができるが、今回はとりあえず無償で提供していただける常温水のものという形で協定を結ばせていただきたいと思っている。

本間委員 今、本庁と市民活動・交流センターと一ノ宮の児童館、一本杉公園ということで4か所になっているが、例えばほかの児童館で温水と冷水が使えるものが欲しいといったご希望があったら、それに合わせて設置することができるということでのいいか。

市ノ瀬地球温暖化対策担当課長 設置自体は場所等の確認をさせていただければよいが、あとは予算をどのような形で確保するかというところが必要になるかと思っている。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて、16番、グリーンライブセンター改修に向けた基本設計の実施について、市側の説明を求める。

長谷川公園緑地課長 協議会16の資料をお開き願う。グリーンライブセンター改修に向けて、改修基本方針、またガーデン部分の基本設計を作成したのでご報告させていただく。グリーンライブセンターの改修は、建物については多摩中央公園改修工事の事業者が公園と一体的に実施するが、改修後の運営は引き続き恵泉女学園大学、多摩市グリーンボランティア連絡会、市の三者連携で担っていくものとし、ガーデン部分については三者連携において使い方や機能を整理して設計内容を詰めてきた。

改めてグリーンライブセンターのこれまでの経過であるが、左上のボックスの記載をご覧願う。平成2年4月にグリーンライブセンターが開園した。平成23年4月からは三者連携での運営を開始している。

また、平成27年3月にはみどりのルネッサンスの取り組み内容をまとめた報告書が策定され、グリーンライブセンターはみどりのボランティアの育成と活動拠点として利用促進・活性化を目指すこととしている。これらを踏まえながら、今後のあり方として三者連携で議論しながら、今後の目指す姿と改修基本方針をまとめてきた。

それでは、以降は主要な部分をかいつまんで説明させていただく。資料は

スライドの4枚目にお移りいただければと思う。グリーンライブセンターの役割・機能と目指す姿を改めて整理した。左側の縦のボックスをご覧ください。果たす役割、機能であるが、みどりや水、生き物などを通じた「集い、憩い、学び、交流する」場を目指していく。そのための3つの取り組み事項として、1つ目が、みどりや水・生き物などの情報交流や情報集積・情報活用場の場づくり、2つ目が、地域のみどりづくりが支援できる体制づくり、そして3つ目が、身近でありながらも来館者が憧れる空間づくり、これらにより、「愛でるみどりから関わるみどり」の推進を図っていく。

また、右側の図であるが、現在の三者連携の運営では、三者がそれぞれの得意分野を生かした事業を通じて市民の皆さんがみどりにつながる取り組みを推進している。これを改修後の目指す姿として、三者の連携協力をより充実させた事業を展開し、市民の皆さんのみどりの活動に貢献し、三者連携でのグリーンライブセンターと市民の皆さんとのつながりを強め、連携協力の拡大を図っていきたいと思う。

図の下の記載にあるとおり、三者連携だからできることとして、グリーンライブセンターに来てただ楽しんでいただくだけではなく、市民の皆さん自らの暮らしや地域でのみどりの活動に生かされる事業展開をしていきたいと考えている。

次に、5枚目のスライドにお進み願う。ガーデン改修の基本的な考え方・基本方針を整理した。図の左側に、基本方針として5つ挙げている。1つ目が拠点機能の充実、2つ目が自然との触れ合い、3つ目が魅力の向上、4つ目が施設更新、5つ目が植物園としてのおもてなしである。これを踏まえ、右側の図のとおりガーデンを3つのエリアに区分した。まず左側の黄緑で塗られたエリア、白山神社側のエリアであるが、こちらは現在グリーンライブガーデンとなっているエリアであるが、身近な植物を使ったガーデンの見本園としての機能を維持・拡張していく。植物に触れ来館者が関わるみどりを実感する場として、施設の老朽化対策やユニバーサルデザインにも配慮していく。また、イベントの開催場所としても活用していく。

次に、右下側の紫で塗られたエリア、パルテノン多摩側のエリアであるが、いわゆるエントランス広場になる。存在感があり、入りやすいエントラ

ンスとして整備し、こちらにもイベントの開催場所としても活用していく。

最後に、オレンジ色で塗られたエリアである。こちらは現在バックヤードとなっているエリアであるが、引き続きバックヤード機能としての充実を図りながら、学びの拠点として実習型講座の場所の提供、それから関わるみどり、ライブ感のある体験型エリアとしての機能を新たに付加したエリアとして整備していく。

これらを踏まえて、整備のイメージパース図も作成している。そちら7枚目のスライドにお進みいただければと思う。絵があるが、絵の中央下側に花壇や畑が描かれていると思うが、ここは現在斜面地になっていて特に活用してないところになる。こちらが先ほどのスライドでご案内させていただいたオレンジ色のエリアに当たるところで、体験型エリアとして整備をしてきて、この辺が大きく変わるところかと思っている。

最後に、次の8枚目のスライドをご覧ください。今後の進め方である。冒頭でご案内させていただいたとおり、建物については多摩中央公園改修工事の事業者が公園と一体的に実施するが、ガーデンについては三者連携において使い方や機能を整理し、設計内容を詰め、別の工事として進めていく。来年度令和4年度は実施設計を行っていく。建物部分の実施設計と連携調和を図りながら、最終的には公園同様令和7年1月の供用開始を予定している。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩永委員 これから実施設計に入っていくということであるが、今回の取り組みの中で何か環境に配慮した機能を新たに取り入れていくような予定があるのかが一つと、もう一つは、先ほど今後三者連携の強みをより発揮していくようなお話が聞こえてきたが、残念ながら私には今の運営と今後の市民との連携協力の拡大というところのイメージがつかなかったものであるから、新たなその目指す姿というのは、先ほど事業展開を考えていきたいということであるが、今までとどのように事業展開が変わり、どのような効果を見込み、そしてそこにどんな評価指標を設けているのかをお尋ねしたいと思う。

長谷川公園緑地課長 まず1点目のご質問の環境配慮への対応であるが、こちらは主に建

物の改修で対応していきたいと考えている。こちらは多摩中央公園の工事の提案と併せて事業者から提案をいただいているが、自然エネルギーの有効活用ということで具体的には太陽光パネルの設置を検討していきたいと思っている。あとは、二重サッシや断熱等の基本的な省エネ改修を想定して、これから実施設計で詳細を詰めていきたいと思っている。

また、2点目の三者連携の強化の具体的な内容というところであるが、言われたところ、これまでの中でも三者連携の連携した姿が見えないといったところは、これまでこの改修基本方針をつくるため三者連携会議を重ねてきた中でも、三者が課題として認識し、改めて連携を強めなければいけないというところで、大きな課題として意識しているところはある。

特に三者それぞれが、それぞれで講座を行っているようなところもあった。恵泉女学園大学においては主にガーデンをテーマにした講座が主であったし、グリーンボランティア連絡会では雑木林の維持管理を内容とした講座というところがあったが、両者が一緒になった講座運営はなかなかできていないので、まずはそういった連携した講座運営を目指していきたいということで今協議を重ねているところである。その辺の三者連携の取り組みの成果指標は今現在まだ明確に決め切れていないが、そういったところも含めて今後具体的な、より連携を強化した形でのあり方は、より詳細を詰めて示させていただきたいと思っている。

岩永委員

そもそもこのグリーンライブセンターがなぜ三者連携になったのかというところの問題点をきちんとつかんでおかないとだめだと私は思っている。今後、この三者連携の体制を強化していろいろなことをやりたい、いろいろなことをやるためには、そこをやるようにするための財源が必要になってくると思う。そもそもグリーンライブセンターが三者連携になった裏には、ここはコスト的に市の財政にとってはかなりお荷物だということからスタートしてきたという歴史があり、そこで今三者連携をやってきて何となくうまくいっているように見えるかもしれないが、根本的にこの運営費をどうしていくのだということに対する答えは十分に出ていないと思う。

そのような中で、今回P a r k - P F Iを導入していくわけであるが、そ

こでも事業者が本当にこのグリーンライブセンターという場所を活用して独自のいろいろな工夫ができるかといったら、この三者連携という仕組みによってそれも阻まれたという言い方は少しあれであるが、三者連携をやるという選択をしてきたわけである。そのことは、いろいろな今までの積み重ね等もあるので否定するわけではないが、改修してまた今後10年、20年、30年と続けていく中では、やはりコストの問題が避けられないだろうと思ったときに、どのようにそこを挽回できるような内容にしていくのかが問われていくと私は考えている。

私の手元にもこのグリーンライブ構想とグリーンライブ計画というのがあっていろいろ見ているが、多摩市のみどりを維持するというのは、ボランティアの力だけではないと思う。事業者の方が造園業者の方等も含めて一緒にやっついていかないと維持していけないと思う。もともとこの計画の中では、法人会員や団体・サークルの人たちも、自分たちのまちなのだから、自分たちで金を出し合いながらまちをきれいにしていこう、維持をしていこうというような発想があり、その部分はこれからますます大事になってくるような気もするし、構想については、単なる計画と構想だからやり切れていない部分の一つなのではないかと思っている。

だから、今大体2,000万円～3,000万円ぐらいの、3,000万円弱ぐらいの金の中で運営されていると思う。2,000万～2,500万円かでやられていると思うが、それが未来永劫保障されているものではないという見地に立ちながら、三者連携の強みで、それこそ三者連携でやっついていろいろなスポンサーがいて、いろいろなネットワークがあるから、スポンサーもきちんと探していくような取り組みもしていけないと、いい取り組みでも続けていけないのではないかというところを私は大変懸念しているので、そうしたところできちんと成果指標も持ちながらやっついていかないと難しいと思う。もともと難しく3者連携を入れてそれでいいよということはないから、その部分についてきちんと逃げずに、やはり皆さんで考えていくことも必要だし、私たち議会も一緒に知恵を出していくことが必要かと思っているので、その点に対する認識だけ確認をしておきたい。

長谷川公園緑地課長 グリーンライブセンターに限らず、公共施設の運営にも共通すると

ころの重要な核心をついたご質問だったのかと思っている。現状三者連携での運営費がそもそも民間に比べて高いのかどうかというところの検証もあるかと思うし、現状が高いのかというところは必ずしもわからないところがあると思う。ただ、言われているところの本質は、行政がずっと全てを負担していかないとやっていけないという考え方は改めなければいけないというところが主かと思っている。

そうした中で財政的な維持のあり方は、今三者連携という普通の事業者に投げている形とは違い、官・民・学の連携というところでは意味合いも少し違うかと思っているが、いずれにしても金のところは共通する話であるので、そこはシビアに検討していかなければいけないと思っている。

一方で、先ほどもご説明で少し触れさせていただいたが、グリーンライブセンターを、少し語弊があるかもしれないが、単なる植物園的な施設ではないとしてつくってきたところが市でもあると思っている。それはみどりに関わる市民の皆さんの拠点であるというところでは、今までいろいろ意見をいただく中で、そこはレストランにしたほうがよい、より有効活用な選択肢の幅があるというご意見もいただいてきたが、市として、市民の皆様がみどりに関わる重要な場として今後もあそこの場を維持していきたいという思いがある中で、三者連携で今関わっている皆さんが、市民の方に対してそういう機会の場を与えているというところも改めて重要であるという認識と整理は、三者連携の中でも確認しているところである。

ただ、いわゆる費用対効果もきちんと図っていきながら、事業の成果もきちんと見ていくことも重要だというのは三者連携会議の中でも話しているので、今後もそうした三者連携での運営がきちんとした成果が出せているかをどういう視点で見ていくのかも含めて改めてやっていかなければいけないというところは認識しているので、その点はきっちりこちらでも受け止めている。

岩永委員

これから良い活動にはスポンサーがついていくと思う。特にグリーンライブセンターはいろいろなみどりの相談等も含めてほかにはない特徴があるわけで、そこがすごく良いということであれば、もっといろいろ三者連携と企業が組むようなことも工夫していけると思うから、そこは非常にアン

テナを高くして、スポンサー探しというわけではないが、そういうところにも意欲的に取り組んでいながらこの場を守り立てていくことも、一つの選択肢としてぜひ検討していただきたいということだけ申し上げておく。

松田委員長       ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

松田委員長       質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

17番、連光寺・若葉台里山保全地域農的活用検討会における検討の報告について、市側の説明を求める。

長谷川公園緑地課長   それでは、続いて協議会17番、連光寺・若葉台里山保全地域農的活用検討会における検討の報告について説明をさせていただく。本件は経済観光課と連携して取り組んでいることから、同様の内容を総務常任委員会で報告させていただいている。恐れ入るが、資料は総務常任委員会の令和4年3月18日のフォルダ内協議会21となっているが、そちらの資料をお開きいただくようお願いする。

改めてのご案内となるが、連光寺・若葉台里山保全地域については、昨年度東京都から新たに拡張指定を受けて用地を取得したところである。この拡張部分について、保全計画書において大部分が農地としての保全が求められている。そのため、農地として保全するためにどのような農事業ができるか、持続可能な農事業経営のスキームや、管理運営について検討を行うことを目的に、令和3年11月に、農の専門家による検討会を設置した。計4回開催し、土地活用や事業の可能性、試験事業のあり方などを中心に検討・議論を進め報告書としてまとめたので、概要を報告させていただくものである。

まず左側、中段に土地活用に当たっての基本方針をまとめている。3点あり、1点目が、農場的な農業公園で、完全な自立経営に至らないまでも、生産した農産物の販売や農業体験からの収益を維持管理に再投入することで持続可能な運営体制となる農場的な農業公園、2点目が、多様な主体が関わる農業公園、そして3点目が、環境保全型農業の実施である。

これらを踏まえ、土地活用に当たっての基本的な考え方を検討した。こちらにも3点あるが、1点目が、土壌改良や真竹の間伐が必要なことから農地と

して利用可能なエリアを3年から5年程度かけて段階的に進めていく、2つ目が、土地が持つ効果や可能性を最大限引き出すために駐車場や管理棟といった施設整備を行っていく、3つ目が、井戸脇の土地の復田またはビオトープ化の検討をしていく。

その下の表が、上の図面上にある各番号のエリアごとの活用に当たって出た提案や意見である。まず①が川崎街道沿いのエリアで、接道しているエリアであることから、駐車場や管理棟といったご意見があった。そこから②③のエリアが農地となっているところであり、体験農園ができる野菜畑等が想定される。また、④は竹林となっているエリアであり、タケノコ収穫などが検討できる。⑤は斜面地で果樹栽培、⑥は井戸付近でビオトープ等、⑦は少し離れているが、果樹の栽培等を検討する。

表の下の農法・作付けする作物であるが、保全地域ということで生物多様性にも配慮するため有機農法を中心とした環境保全型農業を実施し、栽培品種もこの地域の在来種などに配慮するといったことを検討していく。

次に、右上に進んでいただいて、維持管理に当たっての契約形態と運営体制である。大きくは、指定管理者制度と業務委託の2パターンがあると思っているが、令和4年度以降予定している試験事業の成果も踏まえながら、ふさわしいものを考えていきたいと思っている。

その下の運営体制である。行政が主体となる農業公園や体験農園の運営体制には様々な手法がある。ただ、いずれにしても、運営のコアとなる組織体の存在が必要不可欠である。今回のケースにおいては、環境保全型農法に理解がありつつ、多様な主体をコーディネートできる役割を果たすことができることが重要な点と捉えている。考えられる運営体制の例として5点記載している。また、コーディネートできる人材の確保も重要な点となっている。

その下、農作業に関わる主体の可能性であるが、記載のような主体が考えられる。矢印右の点線囲いのところにあるが、今後実施する試験事業を通じて担い手探し、担い手づくりも併せて進めていきたいと考えている。

次に、需要の把握の必要性であるが、検討会では体験農園などの需要把握のため、市内認可保育所で実施している農体験の実態と意向に関するアン

ケート調査を行った。こうしたところの需要も踏まえながら検討を進めていく。

次に、段階的な整備として、いきなり全ての区域で行っていくのではなく、試験事業を行いながら、その成果を見つつ、段階的に進めていくほうが得策であろうとの意見をいただいた。

最後に、今後の課題として、1つ目が、農業公園構想を策定していくことになる。今回の検討会の結果や今後の試験事業などの成果も踏まえつつ、来年度整理していきたいと考えている。2つ目が、農業公園を持続的にマネジメントできる仕組みやスキームづくりである。こちらは、1つ目の構想や試験事業と並行して探っていく、担い手づくりなどと併せて、再来年度以降、本格開園までの間に詰めていければと考えている。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩崎委員 先ほど環境基本計画のところでお聞きした部分と重ならないところでお聞きしたいが、報告が今ここに上がっているが、検討委員会は、この報告によると2021年の11月から2022年2月までの4回と結構短い期間にあったと思うが、この議事録はあるのか。

長谷川公園緑地課長 こちらの検討会であるが、特に要綱などを設置したきちんとした懇談会というよりは、農に関する専門家の方にお集まりいただいて、どちらかというアドバイザー的な感じでいろいろ意見をいただいて内容を詰めてきたものである。とはいえ、4回の検討内容の議事録のようなものはもちろん私も作っており、物としてはそのような物がある。

岩崎委員 あるということであれば、どこかの形で見られるということによいのか。

長谷川公園緑地課長 議事録の公開という形になるのかと思うが、先ほどお話ししたように特に要綱等の設置によるものではないので、この議事録を公開することに特にルールは定めていない。検討の内容については今回報告書としてまとめさせていただいているので、まさに検討してきた議論の内容は報告書の内容とイコールではあるが、議事録の公開の必要があれば、メンバーの皆様に変更を伺いながら、個人情報等も入っているので、可否を伺い、出せるところがあれば公開を検討していきたいと思う。

岩崎委員 そのようにお願いしたい。今自然環境の意識がせっかく高まっている状

況であるので、検討委員会等について情報公開はしていただきたいと思います、当然かと思う。加えてであるが、2022年度の農業公園の構想の策定が入ってくるかと思うし、その後2023年度以降本格開園までの間持続的にマネジメントができるような仕組みのスキームとも書いてあるが、そうになると、その上で生態系配慮の視点と、そういうことがわかっておられる専門家の方あるいは生き物に関係して活動してきた方たちがその中に入って一緒に考えていくことが望ましいと思うが、そのところをお聞きする。

長谷川公園緑地課長 先ほど来、それから予算委員会でもご質問をいただいておりますが、今回の農的活用検討会においては、まずここでどういふ農事業ができるかというところで、まさに何も無い状態から、専門家の意見も伺いながらまず可能性を見つけていこうということで行っているものである、現状ここに生物多様性の専門家といった皆さんは入っていない。

今後、ここで出た一つのアイデアベースの状態であるが、そうしたところを先ほど来出ている現地で活動いただいている市民の皆さん、あるいは専門家の皆さんと意見交換していくことが重要かと思っている。ただ、この検討会の中には保全地域の指定主体である東京都の自然環境部の職員の方にも入っていただきながら、ほかの保全地域のあり方と併せた見方、あるいは連光寺・若葉台里山保全地域の生物環境をどのように保全していくのかももちろんそうであるし、あるいはそこに生息する希少生物にどう配慮しながらやっていくのかというところで、まさに専門所管としての意見もいただきながら進めてきている。

とはいえ、はっきりしたやり方が東京都でもなかなか定められていない中では、これから試行錯誤しながらやっていく部分もあるかと思うが、そうした中でいろいろ意見をもらいながら進めていく予定でいる。

岩崎委員

いろいろなやり方がある中でも、ここが里山地域で里山保全をする場所なのだと考えると、生物多様性に関係する方にも入っていただかなければ良い形の農的公園にならないかと思うが、その中でこの報告にはビオトープのことが書かれているが、一つのビオトープという言葉は生物の群集と

か生息空間などを保つということだと思うが、そもそもこの里山保全全部がビオトープで、逆に言えばビオトープではないところがないという考え方が重要かと思っている。つまり一体的にこれは全部ビオトープであり、その中に昔だったらいろいろ人々の暮らしがあったという考え方があると思うが、その辺のところ、ビオトープだけ単体で別の部分があると思うのは違うのではないかと思うが、その辺のご見解をお聞きする。

長谷川公園緑地課長 連光寺・若葉台里山保全地域として指定されているエリアであるので、そこが自然環境豊かで、その場合は里山地域であるというところで指定されているので、今言われたような認識は当然我々もそうであるし、この検討会の中でも、そうしたエリアであることは前提として検討を重ねてきた。今回の活用検討会においては、今回拡張されたエリアの大部分が農地であり、そこが農地としての保全が求められていることから、言わば営農活動をしていく必要があるわけで、その部分にまず特化させていただきながら、どういう可能性が検討できるのかというところから出てきた案の一つであるので、あくまで里山保全地域の中における農地を保全するための営農事業ということで検討していることをご理解いただければと思う。

岩崎委員 最後であるが、農地という考え方に立つと、作物が多く取れるということで、その収益でここを保全して促進すると考えやすいが、作物が多く取れるような農法が本来のやり方の昔ながらのやり方ではないのではないかと、いうところも、考え方としては重要かと思っている。里山が保全できない、あるいは環境が変わってしまう、つまりたくさん作物は取れるが、代わりに里山が環境に配慮した形になっていかないことになるとしたら逆に本末転倒で、それでたくさんの作物が取れて収益が上がったとしても、逆に言えばそれほど作物は取れなかったとしても、そのために保全するものはそのまま保全されていたとしたら、そこに財源を投入しなくてもかなうことももしかしたらあるかもしれないと思う。そう考えると、優先順位が何なのかと思ったら、まずは保全、その上で農的な活用もしつつ、市民に親しまれながら昔ながらのやり方も継承しつつ、作物を収穫する楽しみ、あるいは収穫できるという収益も重要だと思うが、まずはそこが里山だということを前提にしていくことが、始めるスタートラインに立つ上では大変重要だと思う

ので、そのこのところだけもう一度確認したいと思う。

長谷川公園緑地課長 言われたとおり、そこが里山保全地域として指定されており、その趣旨、里山として保全していくエリアであることは大前提として認識しているところをご理解いただければと思う。ただ、里山が、では、今まで全く人の手が入っていないものなのかという、もちろんそうではないわけであり、人の手もある程度入りながら保全されているところはあると思う。稼ぐというご指摘もいただいたが、それを最優先にして稼ぐものをやるためにあそこでやっているというところはもちろん検討していない。

ただ、先ほど岩永委員のご質問にもあったが、あそこにある程度公費を投入して維持していくことを考えた場合に、もし収入になる部分で可能性として検討できるものがあるのであればそこも生かしながら考えていくことが、持続的に維持管理を行っていくに当たっては一つの重要な視点であることは疑いがないところかと思う。あくまで環境保全を念頭に置きながら、収入になる部分が活用できるところがあるのであればそこも活用してやっていくという視点でやっているの、そのこのところの優先順位といったところは、ご質問いただいているところと我々差異はないと認識している。

岩崎委員 これから様々始まるころだと思うが、何かあったときには、ぜひ市民の方等いろいろな方と話し合うというか連携して、あと情報を共有して、立ち止まるときもありながらやっていただきたいと思うので、よろしく願います。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて18番、多摩市立資源化センター古紙プラント設備の更新について、市側の説明を求める。

薄井ごみ対策課長 協議会18、多摩市立資源化センター古紙プラント設備の更新について、環境部ごみ対策課よりご報告する。

本件は、令和3年6月24日に契約締結した工事の進捗状況を報告するものである。工事件名は、令和3年度多摩市立資源化センター古紙プラント

設備等改修工事。契約工期は、令和3年6月25日から令和4年3月25日までである。

1、事業実績。本工事では、平成20年度の供用開始後13年が経過している古紙受け入れ・選別・圧縮・梱包設備の老朽化に伴う設備の更新により、機能保全と継続的な安定運転の実施、性能水準の回復を図ることを目的に実施した。具体的には事業着手前に供用していた選別機は、供給コンベアと選別コンベアが一体型の選別機であり、古紙の組成に応じた速度調整ができず、安定した選別作業ができない状態にあった。そこで本事業では、選別機を供給コンベアと選別コンベアに分けて設置することで古紙の選別を強化し、円滑な選別の実施による古紙の分別収集実績向上を図っている。

2、工事内容、古紙プラント設備の更新。こちらについては6月にご説明した内容と変わっていないので割愛させていただく。

3、工程実績。本工事は、施設の稼働を停止して実施する必要があり、工事着手を1月中旬とすることで搬入量が増加する年末年始に排出される資源物の資源化作業に影響が生じないように配慮した。また、工事期間中の古紙資源収集を停止することなく並行して施工するため、施設運転管理業務委託者を通じて古紙問屋と調整し、圧縮梱包前の姿で売り払いを実施し、焼却残渣とならないようにした。

資料には書いていないが、既に工事は完了し、現在実際の古紙を投入しての負荷試験を実施している。本日午後、引渡し性能検査を実施している。今後31日までに引き渡しを受ける予定である。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて19番、多摩市プラスチック削減方針の策定について、市側の説明を求める。

薄井ごみ対策課長 協議会19、多摩市プラスチック削減方針の策定について、環境部ごみ対策課よりご報告する。

第1、報告の趣旨。2月1日に多摩市プラスチック削減方針を決定したので報告する。

第2、説明。多摩市プラスチック削減方針は、多摩市気候非常事態宣言の3本の柱の一つに「使い捨てプラスチックの削減」が定められたことを受けて策定したものである。昨年11月に素案を多摩市廃棄物減量等推進審議会、市民団体及び多摩商工会議所にお示しして意見を求めた。また、令和3年第4回多摩市議会定例会中の生活環境常任委員会協議会にも報告した。

第3、概要。「素案の」というのが入っているが、こちらは誤りである。削除させていただきたいと思う。資料は後ほど差し替えさせていただく。概要については、2ページ目以降に沿ってご説明する。

まず2ページ目の言わば前文に当たる部分については、素案においては基準がそれぞれ独立しており、相互の関連性が明確でないというご指摘があったので、大幅に組み替えた上で見出しをつけることで文章全体の流れやつながりをわかりやすく整理した。

3ページ目以降が、方針の本体である。全体の構成は、素案と同じく、1、基本原則、2、基本方針、3、取り組み方針とした。1の基本原則については、4R+リニューアブルとした。また、その下の説明文は、素案にあったカーボンクローズドサイクル、回避可能、使用の合理化などの難しい言葉は使わないこととした。2、基本方針について、素案では基本方針はプラスチックを利用方法や特徴別に分類した上で、(1)使い捨てプラスチックを減らす、(2)プラスチック製品を減らすとともにリサイクルする、(3)ペットボトルを減らすとともに高度なリサイクルを進める、(4)その他の容器包装プラスチックを減らすとともにリサイクルする、(5)プラスチックによる海洋汚染を防止する、の5本立てとする構成だった。これに対して、わかりにくいという反応が多かったので、(1)プラスチックの利用の削減、(2)プラスチックのリサイクルの推進、(3)プラスチックの適正な分別、の3本立てとした。3の取り組み方針については、基本方針を3本立てとしたのに合わせて、取り組み方針も中身を(1)から(3)までの3本立てとし、それぞれ市民と事業者に求められる行動例を示している。

1ページ目に戻っていただいて、第4、今後の予定。この方針に基づく具体的施策は、現在策定中の次期多摩市一般廃棄物処理基本計画及び実施計画で決定する予定である。ただし、先行的な取り組みが必要と認める場合は

計画決定前にも着手させていただく。

以上である。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩永委員 プラスチックリニューアブルという考え方もあるかと思うが、リニューアブルをしていくために投入する資源も結構あるのではないかという思いが一つあるが、いずれにしても、こうした削減方針をつくり、これをどのように市民の方に告知や周知をして協力を求めていくのかという具体的なお考えがあれば、来年度に向けて伺いたいと思う。

薄井ごみ対策課長 リニューアブルという考え方については、確かにリサイクルの中に新たに投入される資源はあるので、これを極力少なくしていくという考え方だと理解をしている。それを実現するための方法であるが、私どもで先行的取り組みとして考えているのは、使い捨てプラスチックの削減。この4月から始まるプラスチック製カトラリー等の削減を第一に取り組みたいと思っている。具体的な方法としては、ごみ減量啓発紙あるいはたま広報、市公式ホームページ等を活用しての啓発を考えている。

岩永委員 日常的なことであるから、ごみ啓発紙は多分「ACTA (アクタ)」のことだと思うが、正直年に数回しか出ないものだと思うし、市公式ホームページあるいはたしかアプリなどもあったと思うが、そういうものをきちんと活用して市民の皆さんにもっと意識してもらうことが大事かと思っている。そのためには、たま広報に載せたらよい、あと市公式ホームページに載せればよいということではなく、たま広報にも1回載せればよいということではないと思う。毎回毎回載せておいてもらいたいぐらい、このことについては意識していただく必要があること認識しながら、気候非常事態宣言もやっているし、使い捨てプラスチックを減らしていくことを意識して、もっとPR、告知に頑張っていたいただきたいということだけ申し上げておく。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて20番、多摩清掃工場地元協議会の開催について、市側の説明を求める。

薄井ごみ対策課長 協議会 20、多摩清掃工場地元協議会の開催について、環境部ごみ対策課よりご報告する。なお、案件には掲げておらず資料もないが、口頭で2件追加でご報告させていただきたいと思う。

まず多摩清掃工場地元協議会の開催についてである。多摩ニュータウン環境組合では、地元の皆様と相互に理解を深め、地域環境の保全、安全・安心の確保、当施設の円滑な運営を図るため、令和3年度に多摩ニュータウン環境組合地元協議会を設置した。このたび多摩ニュータウン環境組合では、第2回の地元協議会を下記の要領で開催することとなったのでご報告する。

1、日時 令和4年3月26日土曜日午前10時から12時まで。

2、場所 多摩清掃工場2階見学者ホール。

3、概要 これはあくまで予定である。まず第1に管理者挨拶、第2に定例報告、そして定例報告の中には1から5のその他までであるが、私からこのその他の中身をさらに詳しくご報告させていただきたいと思う。

(1) 東京都との災害時における施設使用等に関する協定について。大規模災害時に災害応急対策を実施する他県の救出救助機関の活動拠点として多摩清掃工場の施設の一部を提供する協定を東京都と締結したことを報告する予定である。

(2) 中期経営計画(ビジョン2027)について。令和5年度から14年度までを計画期間とする多摩ニュータウン環境組合中期経営計画(ビジョン2027)の検討状況を報告する予定である。

(3) 多摩地域における宿泊療養施設のごみ処理広域支援について。多摩清掃工場では、多摩地域におけるごみ処理広域支援協定に基づく多摩川衛生組合からの支援要請を受け、同組合が運営するクリーンセンター多摩川の定期点検期間中の本年2月14日から28日まで、稲城市内の宿泊療養施設の可燃ごみを処理した。搬入回数は延べ10回、搬入量は合計5,030キログラムだった。

(4) 処理区域の変更及び町田市の可燃ごみ処理支援の開始について。多摩ニュータウン環境組合規約改正により、令和4年4月1日から多摩清掃工場の処理区域が変更される。また、令和4年度から7年度までの4年間、町田市の可燃ごみ処理を支援する。こういったことが報告される予定であ

る。

第3として、連絡調整。1、多摩清掃工場の施設老朽化への対応について。多摩清掃工場の施設老朽化への対応について、検討の進捗状況を報告する予定である。

それから、口頭で2件報告させていただく。1件目は、多摩清掃工場において町田市の不燃ごみを応援処理していることについてである。令和4年2月21日月曜日の午前7時25分頃、町田市の新しい清掃工場である町田市バイオエネルギーセンターの不燃ごみピットから火災が発生した。現在消防による原因調査が行われており、復旧までには3か月ほどかかる見通しと町田市から伺っている。

現在、多摩清掃工場では、町田市からの要請を受け、八王子市、町田市及び多摩市との協定に基づき、不燃ごみの一部の処理をしている。八王子市も戸吹清掃工場で応援処理をした。両清掃工場で処理し切れない分については、町田市において広域支援を要請中とのことである。多摩清掃工場における応援の内容としては、不燃ごみを毎週2回、月曜日と火曜日、それぞれ15トン、合計1週間に30トンを受け入れの予定である。

それから、口頭での報告2点目、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」をアマゾンアレクサに対応させ、アレクサ搭載のスマートスピーカーにごみ出し情報を尋ねられるようにする。

概要をご説明する。令和4年4月1日から多摩市は、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」をアマゾン社が提供するクラウドベースの音声認識サービス、アマゾンアレクサに対応させる。このことにより、スマートスピーカー、アマゾンエコーなどのアレクサ搭載デバイスに話しかけるだけで、ごみの分別や収集日を教えてくれるようになる。

アマゾンエコーとは、このような形のもので、大きなものから小さなものまでいろいろあるが、小さなものは手のひらに乗るようなサイズである。家事や育児などで手を離せないときでも、アレクサ搭載デバイスに「アレクサ、ごみ出し情報を開いて」と話しかけることで、多摩市のごみの分類やお住まいの地域のごみの収集日を教えてくれる機能である。現在スマートフォンでごみ収集日や分別方法を検索している若い世代に加え、視力が低下

した高齢者や障がい者など多くの市民の利便性向上につながるものと考えている。

なお、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」を導入している自治体のうち、音声サービス、アマゾンアレクサに対応させる自治体は、令和4年3月時点で多摩市が東京都内で初である。

なお、本件情報は3月29日にニュースリリースする予定であるので、電子媒体での公表はそれまでお控えくださるようお願いする。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて、21番、令和4年度多摩市下水道事業の取り組みについて、市側の説明を求める。

森田下水道事業管理者 下水道事業から来年度令和4年度の主な実施する事業についてご報告をさせていただきたいと思う。詳細については横堀下水道課長からご報告させる。

横堀下水道課長 タブレットの資料については、協議会21というところで2つ載せている。1つ目の資料を使って説明するが、2つ目については、令和4年度に予定する事業箇所を地図に落とししたものであるので、ぜひご確認をいただければと思う。

それでは、まず1の主な収益的支出についてご説明をする。

(1) 公共下水道管渠調査清掃業務委託である。これは管渠の損傷等の状態確認及び汚泥等の除去による流下機能確保のための調査清掃となり、愛宕・山王下・乞田・貝取地区の調査清掃及び定期清掃を予定している。

(2) 管渠更生等補修工事は、過去の環境調査により破損等が発見された施設の修繕となる。令和4年度は、鶴牧・中沢地区と唐木田地区の2地区を実施する。

(3) ポンプ施設等調査・点検委託である。これは消防法に準じて実施しているポンプ場に設置されている非常用発電機の点検で、令和4年度は東寺方雨水排水ポンプ場と関戸古茂川雨水排水ポンプ場にて実施する。

(4) ポンプ施設等補修工事である。これは点検により市内2か所のマン

ホールポンプ施設において汚水逆流防止のための弁に不具合が発見されたため、交換工事を行うものである。

次、資料をおめくり願う。(5) 下水道施設包括的維持管理業務委託である。こちらは令和4年度から3か年、巡視・点検、水路清掃、草刈りなど下水道事業における日常管理業務について民間業者に包括的委託を行うものである。

(6) 浸入水対策業務である。近年豪雨時において雨水が污水管に浸入し、溢水や処理場の負担を増加させることが課題となっている。この進入水が多いと見込まれる地区の絞り込みを行うための調査を令和3年度に引き続き実施する。

(7) 多摩市下水道施設長寿命化計画改定業務委託である。これは計画策定から4年が経過したが、今説明した進入水対策等の新たな課題が生じているほか、コロナ禍により雨水関連事業を休止した影響で調査周期等を調整する必要があることから、計画の改定を行うものである。

(8) 下水道排水区画割施設平面図修正業務委託である。この排水区画割施設平面図とは、法定計画である下水道事業計画の基礎資料で、下水道管渠の位置等を平面図に図示したものである。今後ニュータウン再生事業に関する団地建て替えや聖蹟桜ヶ丘周辺の土地区画整理事業など、新たな街の改編が見込まれているが、改編後も下水道施設が適切に機能するよう開発主体との協議を進める必要があることから、基礎資料となる排水区画割施設平面図の修正が必要となっており、2か年の委託を実施するものである。

次に、大きな2番の主な資本的支出についてご説明をする。

(1) 実施設計業務委託についてである。①の管渠等更新に伴う実施設計業務委託は、過年度の調査により損傷等が確認された連光寺地区他の管渠等の改修等に係る実施設計となる。②の実実施設計は、道路交通課で予定する中和田通り道路拡幅工事に伴う雨水管渠整備工事に係る実施設計委託となる。

(2) 管渠等整備工事は、3か年計画で実施してきた多摩川右岸堤防道路の雨水管整備工事の最終年度の工事となる。

最後、(3) ポンプ施設等設備改修・改良工事である。これは点検やモニ

タリングにより故障や故障の前兆が確認されたポンプ施設等について実施するもので、令和4年度は連光寺地区2か所のマンホールポンプと第一水源ポンプ場について実施する。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

---

午後 3時09分 再開

松田委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程はすべて終了した。

これをもって生活環境常任委員会を閉会する。

午後 3時09分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

生活環境常任委員長

松田 だいすけ